

平成25年第1回定例会

斑鳩町議会会議録

平成25年3月6日

午前9時00分 開会

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (15名)

| | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 宮崎和彦 | 2番 | 小林誠 |
| 3番 | 中川靖広 | 4番 | 吉野俊明 |
| 5番 | 伴吉晴 | 6番 | 紀良治 |
| 7番 | 嶋田善行 | 8番 | 小野隆雄 |
| 9番 | 中西和夫 | 10番 | 坂口徹 |
| 11番 | 飯高昭二 | 12番 | 辻善次 |
| 13番 | 里川宜志子 | 14番 | 木澤正男 |
| 15番 | 木田守彦 | | |

1, 出席した議会事務局職員

| | | | |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 藤原伸宏 | 係長 | 安藤容子 |
|--------|------|----|------|

1, 地方自治法第121条による出席者

| | | | |
|--------|------|--------|------|
| 町長 | 小城利重 | 副町長 | 池田善紀 |
| 教育長 | 清水建也 | 総務部長 | 西本喜一 |
| 総務課長 | 黒崎益範 | 企画財政課長 | 面卷昭男 |
| 税務課長 | 加藤恵三 | 住民生活部長 | 乾善亮 |
| 福祉課長 | 植村俊彦 | 国保医療課長 | 寺田良信 |
| 健康対策課長 | 西梶浩司 | 環境対策課長 | 栗本公生 |
| 住民課長 | 清水昭雄 | 都市建設部長 | 藤川岳志 |
| 建設課長 | 川端伸和 | 観光産業課長 | 清水修一 |
| 都市整備課長 | 井上貴至 | 会計管理者 | 野崎一也 |
| 教委総務課長 | 西川肇 | 生涯学習課長 | 佃田真規 |
| 上下水道部長 | 谷口裕司 | 下水道課長 | 上田俊雄 |

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

〔1〕 14番 木澤議員

1. 職員の退職金について

- ① 支給水準の引き下げに伴う負担金の今後の動向について。
- ② 斑鳩町単独で運営した場合の見通しについて。
- ③ 特別職の支給率改定について。

2. 火葬場の利用について

- ① 建設当初の経緯について。
- ② 斎場利用に関する地元自治会との取り決めについて。
- ③ 近隣市町村での公営斎場の利用状況や地元自治会に対する補償の状況について。
- ④ 斎場利用に関する地元自治会との交渉について。

3. フリースペースの設置について

- ① 町有地をフリースペースとして設置・活用できないか。

〔2〕 15番 木田議員

1. 衛生処理場焼却棟の解体撤去について

- ① 平成25年度より3年間を掛けて撤去する計画ですが、どのような段取りで実施か。
- ② 当該地域は雷の多発地帯である事をご存じと思いますが、撤去後の煙突に設置の避雷針の代替についての考えについて問う。
- ③ 当該避雷針の高さとその効果についてどの程度あるのか。

2. 太平化学産業奈良工場について

- ① 平成24年11月29日の朝日新聞のアスベスト労災事業場の一覧表に表記工場名が出ていたが、斑鳩町としてそれを知っておられたのですか。
- ② 製造業の工場なので何を製造されており、短期間で止められたようになっていることについて。
- ③ 短期間にもかかわらず、労災認定が1名おられるとのことですが、従業員なのか周辺住民なのかについて。

〔3〕 11番 飯高議員

1. 通学路の安全対策について

- ① 通学路緊急合同点検の状況について問う。
- ② 対策必要箇所に対する取り組みについて問う。

2. 学校施設の安全確保と避難所の運営について

- ① 学校施設の天井材の落下防止や非構造物材等の耐震化対策の進捗状況について問う。
- ② 学校施設をはじめ、公共施設の老朽化の現状と今後の対策について問う。
- ③ 避難所運営マニュアルの整備について問う。

3. 障がい者の自立、就労支援について

- ① 障がい者の就労支援の状況について問う。
- ② 「障害者優先調達推進法」による就労支援について問う。

4. 選挙人の投票環境の向上について

- ① 期日前投票の状況について問う。
- ② 期日前投票の簡素化について問う。

〔4〕 10番 坂口議員

1. 国道25号における歩行者の安全確保について

- ① 国道25号三室交差点では、信号待ちをする歩行者が危険な思いをしていますが、安全確保に向けた交差点の整備の見通しについて。
- ② 国道25号竜田大橋付近における歩道整備の進捗状況について。

2. 災害時における公園の出入り口について

- ① 災害時において一時避難場所となる公園の出入り口について。

〔5〕 8番 小野議員

1. 緊急通報サービスと災害時避難支援について

- ① 緊急通報サービスシステムの内容と実態把握を問う。
- ② 町が、この緊急通報協力員に対して、どのような支援を行っているのかを問う。
- ③ 災害時避難支援者や民生児童委員に対して、町の対応を問う。

2. 教育委員会の職務について

- ① 地方教育行政としての組織・運営を問う。
- ② 学校教育現場での教職員との関わりを問う。
- ③ PTA活動への関わり方を問う。

〔6〕 5番 伴議員

1. スポーツセンターの運営について

- ① 現在のセンター内の施設の利用状況を伺う。
- ② 正月を挟んで休館されている時、体育館やテニスコートを利用し、体を動かしたいとの声があったが、もう少し正月休みを少なくできないのか伺う。
- ③ スポーツセンター内のジムを利用する時に、毎回利用金を払わなければならないが、利用回数券等を発行して、利便がよくなるように検討できないものか伺う。

2. 在宅介護について

- ① 在宅介護に対する本町の取り組みについて伺う。
- ② 24時間サービスに対する取り組みについて伺う。
- ③ 事業者のサービスの中味の点検は行われているのか伺う。

〔7〕 1番 宮崎議員

1. ISO審査について

- ① 何年されてますか。
- ② 職員全員理解をしていますか。
- ③ いつまで審査を受けますか。

2. 焼却場跡について

- ① 解体を年度別で解体していくのは？
- ② 解体後の土地利用について。
- ③ 大和郡山市との境界について。

3. 道路標識について

- ① 公共施設の案内。
- ② 公共駐車場への案内。
- ③ 文化財への案内。

4. 県管理と斑鳩町について

- ① 水路上の駐車場について。（駅前、興留）
- ② 道路管理。（三代川）
- ③ 草刈。

5. 集会所について

- ① 太陽光発電について。

〔8〕 13番 里川議員

1. 血管年齢に観点をおいたプロジェクトに学び、町として取り組む方法と姿勢について
 - ① 埼玉県坂戸市で行われている「葉酸プロジェクト」に学び、町でも血管年齢を認知してもらう取り組みを行ってはどうか。
 - ② 国保の広域化の中では、県や国保連合会などに働きかけ、プロジェクト的な取り組みの提案をしてはどうか。
2. 空き家バンクの考え方について
 - ① 他の市町村も持っておられる悩みは斑鳩町も同じである。すでに空き家バンクを起動させているところも多い町の考え方を示していただきたい。
3. 高齢者の外出支援について
 - ① 議員各位からもいろいろな意見がありますが、外出支援をする目的と利便性に鑑み、支援をする施策の拡充について。
4. 指定管理者制度の導入から現在までの検証について
 - ① 2003年に、地方自治法が改正され、斑鳩町でも導入された経過がありますが、この間に国からきている通知などに変化ができていないかと思うが、斑鳩町はどのように検証し、引き続き指定管理者の指定を行うのか示していただきたい。
5. 義務教育の完全無償化は望ましいことであるが、現在小中学校でどの程度の各家庭で負担があるか
 - ① 私は完全無償化を目指したい立場であるが、教育委員会は、小・中学で毎月保護者がどの程度の支出をしているのか、認識されているのか。

1. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開会)

○議長（嶋田善行君） おはようございます。

ただいまの出席議員は、15名で全員出席であります。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。あらかじめ定めた順序に従い質問をお受けいたします。

はじめに、14番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。

14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目なのですが、職員の退職金について挙げさせていただきました。

先日の総務委員会でも説明がありましたが、国家公務員の退職手当法が改定されたことに伴い、奈良県市町村総合事務組合から、退職手当の支給水準を引き下げるという基本方針が示されました。それによりますと、職員の退職金支給率を3年間で段階的に引き下げるといふものであり、斑鳩町の例に当てはめて計算すると、60歳課長級で月額給与42万円のケースでは、3年間で410万円、退職金引き下がることとなります。こうした退職金の引き下げが職員の士気の低下や公務員離れにつながり、行く行くは住民サービスの低下を招くことになるのではないかと。また、以前から指摘をしてきましたが、この十数年間、公務員も含め、毎年、労働者の賃金が低下し、消費の低迷化を招いて、デフレ不況を深刻化しているという問題から見ましても、今回の職員の退職金引き下げには、私自身理解できないものがあります。

こうした点から、今回の退職金の引き下げが今後の町政運営にも大きな影響を及ぼすのではないかと懸念もあり、今回一般質問で挙げさせていただきました。

では、まず1点目にお尋ねしますが、今回支給率の引き下げだけが提示をされていますが、町が一般会計から負担をしている負担金のほうはどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 支給水準の引き下げに伴う負担金、退職手当負担金の今後の動向でございます。

退職手当の支給事務につきましては、今、質問者もおっしゃいましたように、奈良県市町村総合事務組合において運営を行っているところでございますが、これまで剰余金の効率的な資金運用等によりまして、平成2年から平成23年までは1,000分の90と、全国で

ももっとも低い負担金率により運営がなされてきたところをごさいます、組合加入市町村全体が相互にその財政的な恩恵を受けてきたところをごさいます。

しかしながら、退職者の増加による退職手当の支出額の増加等によります支払資金の不足に対しましては、退職手当基金の取り崩し等により対応をし、負担金率の見直しについては組合市町村の財政負担等も考慮し、据え置かれてきたところをごさいます。

このような状況の中で支給率に見合った負担金率にすることから、平成24年の2月の組合議会におきまして、今後5年間程度の財政状況の推移予想に基づく暫定的な措置としまして、一般職の退職手当に係ります負担金率は、平成24年度は1,000分の160、また、平成25年度から平成27年度までの3か年におきましては1,000分の230、そして平成28年度以降は1,000分の220とする改正が行われたところをごさいます。

なお、この改正につきましては、今回の退職手当支給率の引き下げに伴う影響は含んでおりません。奈良県市町村総合事務組合において、今後の退職手当基金の運用状況を見ながら、負担金率の見直しを検討していくこととされております。

以上です。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、部長の答弁の中でも触れていただきましたが、この間、基金が枯渇をするということで、負担金自体は引き上げとなってきています。2013年度でピークになるわけですね。

この間の推移を見ますと、2011年には、1,000分の90だったときですね、6,480万9,000円、斑鳩町の一般会計から負担金として負担をしています。それが2012年には1億1,120万9,000円、そして2013年度では1億5,249万3,000円と、かなりの額になってきています。ただ、こうした負担金の引き上げについては、基金の枯渇状況もあり、職員の退職金というのはきちっと支給をしていくべきだと、そのために必要なものなのでやむを得ないものだというふうには考えていますが、しかし、こうして負担を急激に引き上げておいて、今度は支給の引き下げだけを提案してくると、国の改定に伴って行われるというものでありますが、それについてはこの総合事務組合に加入している斑鳩町としてもやはり納得できない部分もあると思います。

そして、今、部長のほうでも県の事務組合のほうで今後負担金については検討を行っていくということではありますが、やはり私は状況も見ないとはいけないと思いますが、当然、支給率を引き下げるのであれば負担金についても引き下がっていくべきものだと思いますし、県に対しても早期にその点を明確にして、斑鳩町の負担を早い段階で下げていけるような形

で、町のほうとしても県の事務組合に対して明確な今後の方向性を示していただきますように、要望をしていただきたいと思いますというふうに思います。

それと、今回、職員の皆さんの退職金が3年間で410万円平均して下がってしまうということで、今後は410万円少ない退職金になってしまうということについても、私は、職員の士気や優秀な人材を確保するといった点から大きな影響が出てくるというふうに考えておきまして、その引き下がった分については何とか改善をしていくという方法が検討できないのかな、その点については例えば負担金が今後引き下がってくるということであれば、それを財源にして何らかの形で職員に対して支給をしていくという方法を検討できないのかなというふうにと思いますが、この点については町はそういう考え方をお持ちでないでしょうか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 負担金が下がってその分を職員にということのご提案でございます。

退職手当につきましては、この奈良県の市町村総合事務組合加盟は、約30市町村が加入をしております、その市町村の率は、その加盟している関係で一定でございます。そういった、奈良県下の職員の退職手当のバランス等もございますので、その引き下がった分で職員の退職手当等に加算するとかそういった優遇的なものは、やはり今のところ町としては考えられない。また、住民さんの感情的なものもあろうかと思っておりますので、今のところはそういったことは考えておらないということで、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 町政運営をしていくにあたって、当然、住民さんの意向というのも注視をしなければいけないというふうには思うんですが、ただ、2点目の質問とも関連してくるんですが、国のほうから提示されて、これまでも人勧に基づいてそれとおりに引き下げをしてきたという状況が続いてきていますが、そうした結果、職員さんの退職金もふえてきているというふうに思うんです。一概に給料が減ったというだけの理由ではない、いろいろな個々の理由があるかと思いますが、そういう状況のもとで、やはり斑鳩町として独自にやはりきちんと将来的に住民サービスを維持できる、そうした職員の体制も確保していくという視点を持った財政運営、退職金についての運営も必要だというふうに考えます。

今回、総合事務組合加入のもとで、町独自の判断というのは難しい状況だということがございますので、私は、今後、退職金の負担金とその支給の状況を見て、斑鳩町として総合組合から脱退して単独で積み立てをして退職金を支給していくというような財政運営ができな

いのか、そうした検討をすると、この機に、将来的にそういうことができるのかどうかというのにも検討するべきだということが必要だと考えます。

そして、今後、10年、20年、30年という長期のスパンで見て、財政的にも立ち行くという見通しが持てるならば、脱退も検討していくべきだと考えますが、斑鳩町が単独で運営をした場合の見通しについて、町の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 町が単独で退職手当を積み立てて職員退職手当を払っていくとした場合ですけれども、10年間の見通しをさせていただきますと、まず、組合の退職手当の支給事務を脱会することになります。その場合に、町で運営する場合には、今日までその総合事務組合に支払いをしてきた負担金の納付総額と退職手当支給総額との差額、これが5億1,600万円ございますが、これを一括で精算することになります。この財源の確保がまず町としまして大きな課題となってまいります。

また、お尋ねの今後の見通しということでございますけれども、一応10年間で、平成25年から10年間で定年退職に伴う退職手当支給に必要となる積立額や退職手当額、またその収支を試算いたしますと、一応試算のモデルでは課長補佐級で勤続が35年以上で定年退職をするとしまして、給料月額を40万円としまして、退職手当の支給率は平成25年度は55.86月分、また平成26年度は引き下げが行われますので52.44月分、平成27年度以降は49.5月分と段階的に引き下がります。

また、退職手当の負担金率は、先ほど申し上げましたように、平成25年度から27年度までは1,000分の230、それから平成28年度以降は1,000分の220として計算をいたします。試算では、退職者が7人程度であれば収支がほぼ均衡となりますけれども、この10年間の見通しは、負担金の積み立て総額は15億9,600万円となり、また、10年間の定年退職者総数54人が退職することになりますけれども、10年間で、その退職手当の支給総額が11億600万円で、差し引き4億9,000万円の積立額の超過となります。

なお、先に申しました市町村総合事務組合を脱退するときの清算金5億1,600万円とその積立額の超過額4億9,000万円との差額2,600万円が10年後でも不足するとともに、さらにその清算金の一括返還にかかる金利は含んでおりませんので、その不足額もさらに増えるものと考えているところでございます。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） この、5億1,600万円の差額を脱退するのだったら負担してく

ださいよということについては、こうした大きな金額を今負担していけるのかという問題がありますので、今すぐにじゃあ脱退できるのかというのはちょっと難しい状況だなというふうには思いますが、定年退職者の推移で見ますと、10年後におよそ4億9,000万円の負担金分の増、増というか差額が出るということについては、大体10年後、これ以降、負担金と支給金との割合で、今この差額の合計1,600万円を考えても、段々差が埋まってくるということについては、将来的に脱退の見通しも全くできないという、見通しが無いということではないと思うんです。

ただ、これ、試算をしていただいたのが定年退職の方で試算をしていただいているという状況ですが、定年退職の方だけじゃなしに、中途退職をされるという方も今後、今後というか今も既に発生していますが、そのことも視野に入れて、今すぐには脱退について難しい状況だということは理解をしますが、しかし、今後の動向を見る中で町単独で運営できないかという点についても、視点を持って常に状況を見ていただきたいなというふうに思います。

また、今回、退職金の引き下げも含めて、このまま職員の賃金の引き下げが続くと、人材確保が困難になってくるという問題が発生してくると思います。さらに、職員の人材が確保できないということになると、冒頭にも申し上げましたように住民サービスの低下が起こってしまうのではないかとこのように思いますが、そうした点について今後、町はどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 住民サービスの低下等でございますけども、公務員全般的に退職手当の引き下げ等もございますし、また今、給与の7.8%の問題等もございます。こういった中で今、公務員にとってはかなり厳しい目で国民の皆様、住民の皆様から目を向けられているところでございますけれども、やはりそれを真摯に受けて公務員としての心構えを強く持って住民サービスの低下を招かないように頑張っていかなければならないというふうに我々は考えているところでございますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今回、こういうふうに退職金の引き下げが行われるということで、そのことを通知し、その後、退職者が出てくるかなということで見られてたけども、斑鳩町ではこの改定に伴っての退職者は出ておられないというふうにお聞きをしていますが、ただ、やっぱりよその市町村ではこの退職金が減ってしまうということで「じゃあ、辞めま

す」というふうな職員さんが出てるという状況も一部ではお聞きをしています。

それで、やはり公務員の皆さんも住民福祉の向上と住民のためにと強い思いを持って日々仕事に頑張っているかと思いますが、やはり公務員でもありますが一労働者でもありますので、きちんとした魅力ある、自分が頑張った分だけ給料に反映されるというような魅力ある賃金体系というのも私は必要だというふうに考えます。

ですので、今回、私自身は退職金引き下がるということについては納得はしていませんが、この引き下げに対して今後、町としても改善できる方法があるのであれば、その検討も進めていっていただきたいということは要望しておきたいと思います。

そしたら3点目の質問になるんですが、今回、一般職の職員の退職金支給率が引き下げられるというのは既に明らかになっていますが、特別職の退職金支給率については引き下げが行われるのかどうか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 今回、特別職の退職手当の引き下げについては行われないと、市町村総合事務組合のほうで決まっております。

以上です。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） これまでにも私、一般質問で多く取り上げまして、そもそも特に特別職、町長の退職金こそ引き下げるべきではないかということをご提案させていただいてきました。

1点目の質問で、今回、人勸に沿って退職金の引き下げを行わないと、住民感情から見ても感情が許さないというような認識を持っておられるようですが、町長の4年間で1,500万円という、この金額こそ一般の感覚からしても理解できないと思いますし、住民感情からしても許されないというふうに考えます。

その点については町長にお尋ねしたいんですが、今、町長は現在、県の市町村会の会長として総合事務組合の管理者もされていると思いますが、みずから組合の中で支給率の引き下げを提案するという、そういう考え方はお持ちじゃないでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今回の地方公務員の退職手当支給率の引き下げは、人事院から示された退職給付に係る官民比較調査の結果及び見解等の報告を踏まえて、一般職の国家公務員の退職給付における官民格差の解消等を図ることとされた国が、退職手当制度の改正に準じて行われるものであります。

町民の信託を受けて選挙で選ばれる特別職の退職金については、その職務や職責に対する勤続報奨としての性格が強く、そもそも、今回の引き下げの趣旨と異なるものと考えております。

このことから、奈良県市町村総合事務組合においては、今回特別職の支給率の改定は行われませんということでございます。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 以前いただいた答弁のとおり、そういうふうに使っているからですよという答弁だったんですが、町長自身はどういうふうにご考えておられるのですかということをお聞きしたいなと思って質問をさせていただいておりますので、上で決まったからですよという答弁じゃなしに、町長はどう考えておられるのか、その点についてお尋ねをしたいと思っております。

○議長（嶋田善行君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 以前から申し上げてましたように、私自身はちょうど報酬が87万円の時に15%カットするということで、それから今現在、報酬は80万円ということでございますから、80万円の8%をカットというのはしていますから、73万6,000円ですか、それでございますから、それに準じて退職金はおのずと下がっていますから、当然、退職金は1,500万円というものを1,300万円ぐらいではないかなと思っております。そういう努力をやっぱりしていくということは、やっぱりみずからそういう点については、町財政等を考える中で、できるだけやっぱり皆さん方がこういう福祉の関係についてもそういう努力ができるということが、やっぱり私としては一番大事だろうということで、みずから率先してやっておるわけでございます。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 報酬の引き下げ等で退職金も減っているということで努力もされているという点については、私も理解をしています。しかし、その引き下がった金額でも千三百何万という金額は、4年間で考えますと、一般住民の感情からしても高過ぎるというふうに思いますが、町長はそれに対して高過ぎるという認識は、じゃあお持ちでないということでお聞きしてよろしいでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 木澤議員は、ご質問そのものが高いか安いか、そういうことを私はやっぱりこれは国で定まり、あるいはまた市町村総合事務組合でも決めているように、やっぱり皆様方おのずと努力をする、やっぱりそういうことを、町民というのは、4年に1回の審

判を仰ぎますから、必ずその退職金を半額にしますとかゼロにしますよとかいう方もおられます。しかし、やっぱり町民の方々はやっぱり真摯にそういう点についてはご判断をいただいて、私はやっぱり4年に1回の選挙でみずからが、そして皆様方に訴えて、その中でやっぱりそういう経緯をとってきたわけですから、そういうことの中で努力をしているということでございます。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） ことし、町長選挙もございまして、町長は今の退職金で町民の皆さんに認めていただいているという認識をお持ちなので、私も次の町長選挙でどんな判断が下されるのか、その点については住民の皆さんの判断にお任せをしたいというふうに思いますが、ただ、私自身は、やはりその高過ぎる町長の退職金、これは町長みずから支給率の引き下げを行って、負担金のほうも当然支給率を下げると下がってくると思いますので、そうした負担金の引き下げによって、町の一般会計の財源として例えば臨時職員さんの賃金、さらには一般職の職員の皆さんの賃金の改定、さらには住民福祉の向上の財源として充てていく、町長としてみずからそういう提案を行っていただきたいという思いを持っていますので、そのことについては要望をさせていただいておきたいと思います。

それでは、2点目の質問に移ります。

2点目については、火葬場の利用についてということで挙げさせていただきました。

この問題もこれまでに一般質問で取り上げてきた経緯がありますが、やはり町民の皆さんの声を聞きますと、火葬場のところにある部屋を斎場として使いたいという声が寄せられています。さまざまな困難はあるというふうに思うんですが、何とか少しでもこの声にこたえていけるようにできないかと考えて質問に挙げさせていただいております。

まず1点目、建設当初の経緯について、と書かせていただいておりますが、よく町民の皆さんから言われるのは、現在、火葬場の中に斎場として利用できるだけのスペースがあるのに、なぜ利用できないのかと。せっかくつくったのに税金の無駄遣いだと、議員は何をしているんだということでおしかりを受けます。

そして、私自身も疑問に思うのですが、当時、火葬場が今の場所に建設される際に、斎場としての位置付けというのはどうなっていたのか、また、火葬場として利用していきたいという話を地元の自治会とされているのかどうか。私自身、建設当初、議会にはおりませんでしたので、さらに、住民の皆さんもそのことについては余りよくご存じでないように思われますので、この際、建設当初の経緯についてお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） まず、火葬場の建設につきましては、地元の地域住民の方々の温かいご理解とご協力、これがございませんと到底建設できない施設でございます。県内の他の市町村でも、火葬場建設場所が難航しているという状況もございますので、そういった点をまずご理解をいただきたいと思えます。

建設当初の経緯ということでございますが、町営火葬場の建設に当たりましては、当初、計画を進めていく中では、火葬場内に斎場として利用できる施設の設置も視野に入れておりましたが、建設に向けて地元と協議を進める中で、斎場として利用した場合、お通夜の日は夜遅くまで騒がしくなるということ、また、ふだんより自動車の往来が多くなり、事故の危険性が高くなるということで、反対のご意見が寄せられましたことから、町といたしましては、その意見を尊重する形で、火葬場内での斎場としての利用は基本的に行わないこととし、地元と協議をさせていただきながら、災害時等特別な事由の場合のみ斎場として使用できるようにさせていただきました。

そのため、現在の火葬場内にはございますスペースは、一般的な斎場のスペースとして整備したものではなく、あくまでも火葬中、ご遺族の方がお待ちいただく待合室として整備をさせていただいたもので、特別な事由の場合のみ斎場としても利用できるという場所として設けさせていただいているものでございます。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 当時にも斎場としての利用について協議をされて、地元のほうからやはりそういう使い方をされると困るというご意見があったということで、今の状況になっているというのは理解をします。

その中で、いろいろ協議をされてきたと思いますが、今その地元自治会とのそうした交わした約束、これについては何か書面という形で残っているのでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） この斎場の利用に関する地元自治会との取り決めということのご質問でございますけれども、この火葬場の使用につきましては、斑鳩町火葬場設置及び管理に関する条例において定められておりますが、原則として火葬以外の使用は認めないということとなっております。

ただし、町長が特別な事由があると認める場合には、待合室等を特定の目的に使用できるということとなっております。その特別な事由としては、災害やその他の事由によって自宅等が使用できず、在住する自治会等で葬儀を行える施設がない場合、もしくは使用できない場合などに限られておまして、また、待合室を特定の目的に使用できる時間も午前9時

から午後9時までとするなど、地元からのご意見、協議内容を反映させていただいた内容としております。なお、この地元から火葬場の利用は原則町民に限るといった内容につきまして、書面でご要望をいただいておりますが、待合室を特定の目的に使用する場合の取り決めなどにつきましては、先ほども申し上げましたように、当時、地元と協議を重ねる中で、住民の方のご意見を尊重する形で、火葬場は原則として火葬のみの使用として、火葬場内での斎場としての利用は基本的に行わず、災害時の特別な事由の場合のみ使用できるということといたしております。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 基本的に地元の方の理解がないと運営できない施設であるということは基本になると思うんですが、その上でやはり町民の皆さんの要望にどうこたえていくのかという点が重要だなというふうに思います。

それについて、今後、どういう形で地元と交渉していくのかというのが4点目に挙げさせていただいていますが、そういう状況の中で、これも町民の方から言われるのですが、近隣の市町村では町営の斎場をちゃんと使えているじゃないかと、何で斑鳩だけが使えないのかなというようなことも、よく比較をされます。そうした斑鳩町は斑鳩町の事情があるというのは理解ができますが、近隣の市町村が斎場としてどういう利用の仕方をされているのか、また、建設に際しては、建設またはその後の運営利用に関してはどういった補償の仕方をしているのか、斑鳩町とどう違うのかなという点についてもお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 近隣の市町村での斎場の利用状況と、それから地元に対する補償の状況ということでございますけれども、まず、斎場としての利用状況でございますけれども、大和郡山市の火葬場につきましては、年間約900件の火葬がある中で、斎場としてご利用されているのは約150件となっております。また、王寺町、河合町、上牧町、この3町による火葬場におきましても、斎場の施設を持っておられまして、年間約640件の火葬がございますけれども、その中で斎場としての利用をされているのが約180件となっております。また、平群町の火葬場におきましては、年間約200件の火葬がある中で、斎場としての利用は約140件ということでございます。三郷町の火葬場については、火葬のみということでございます。

次に、近隣市町村の周辺の自治会に対する補償ということでございますが、先ほど申し上げました町村、大和郡山市、王寺町、それから河合町、上牧町、平群町、三郷町のいずれに

おきましても、火葬場の建設当初は周辺の整備等の事業などを実施されておられますが、現在においては継続的な補償はされていないという状況でございます。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 利用の仕方として、火葬場としての利用と斎場としての利用の件数にちょっと開きはありましたが、斎場として利用しておられ、なおかつその補償を継続的にされていない状況、他の近隣の町村では多いという状況から見ると、斑鳩町は補償にしてもかなり手厚い補償をして、継続的に結構な金額で補償をされていると。やっぱり住民の皆さんもそうした点についてもよくごらんになっておられて、近隣の市町村とやっぱり違いがあるんじゃないかという点で、そうした近隣の状況もやはり地元の皆さんにご理解いただけるような交渉が必要ではないかなというふうに思います。

以前に、当初予算の審査の中で、今までと同じような補償のあり方でいいのかという点についても議論をした経緯がありますが、そうした議論は今後も行っていきたいと思いますが、しかし、やはり住民の皆さんの声におこたえをしていくという交渉について、どう前向きに進めていくのかという点で、さらにお尋ねをしたいというふうに思うんですが、今、以前でしたらお葬式という一大イベント的なものもありましたが、だんだん家族葬がやはりふえてきている中で、お葬式、お通夜等の規模も縮小されてきている傾向があるというふうに思います。

先ほどの部長の答弁ですと、当初、斎場として利用するという事で地元と交渉した際に、やはり騒がしいのが困ると、さらには交通量がふえるので困るという、地元の自治会が斎場利用を嫌っておられる理由として、そういう理由を挙げられていましたが、そうした点については、例えば火葬、家族葬のみは認めていただけるのか、さらには夜遅い時間までということではなく時間を区切って、例えばお通夜でも午後6時だったら6時までに切り上げていただくというような利用の仕方でも、条件をつけて交渉できないのかなというふうに考えるのですが、こうした点については町としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 木澤議員さんがおっしゃっていただくように、この平成7年の火葬場を建てかえるときのやっぱり現状は、まさに反対ということでございますから、何とかそれをやっぱり説得するという経過、そのものを考えなかったら、やっぱり火葬場というのはそれは皆さん方の協力なくしてなかなかできるものではないです。やっぱり当時はいろいろと環境が違いますから。今でこそこういう家族葬とかいろいろなことをおっしゃいます。私はやっぱり日本の国がこういうふうになってきたというのは、まさに楽しんでそういうことをし

ていくということで、結局、昔は皆さん方仮に亡くなったら、やっぱり自治会等がやっぱりそのとこで連絡をとって皆さん相談されました。今でしたらもう、葬式屋さんが全て任されたところがやるわけですから、もうほとんど、大体11時という時間を設定するんですよ。11時に設定するという事は、12時に式が終わって、そして告別式が終わって火葬場へ行く。そしてまた帰ってきたらもう、そういう形で、その日もう初七日を挙げてしてしまおう。結局、費用はそのものは全くないんです。だから最近では、故人の意思により香典はご辞退する。我々の時代であったら、結局、親が55で亡くなってますから、香典は皆さんからもらってます。やっぱり記載帳を見たら必ずあります。300円、500円、3,000円とか5,000円とかですね、当時ですから。そういうこと考えたら今、3,000円やったら5,000円ぐらいではないか、あるいはいくらかということになりますけども、やっぱりそういうことが全く出てこない。ただやっぱり、こういうことが今、王寺とか河合とか上牧ではそういうことができたけれども、その当時はやっぱり大分遅れたんです。なかなか、やっぱり河合町の水利とか反対されて、最終的には合意をされた。やっぱりそれは補償の関係もあるわけですから。当然、我々としてはそういうことを考えながら、今現在もそういう家族葬があるよってに、今ああやって、ああいうこと自体は、霊安室に入れますから、とにかく、町の火葬場は、仮に6時やったら、7時でもそれはいけるんですよ。いけるんですけど、もうそれは家族にとったら、もう次の方、帰っていかんなんし、いろんなことがあって大変やということでなかなか使えないということが現状です。

やっぱり使えるというのは、もうそこでやっぱりそのまま置いていただいたら一番ええわけですけど。だからあこの、九条の郡山も、あこ見たらよくわかるように別と別になってます。そういう構造とかいろいろな関係等。

私はやっぱりこの時代の流れで、この斑鳩町の場合はここへ平成7年のときに、それ以後にできた火葬場というのは、ほとんどがやっぱりそういうセレモニー屋さんがどんどん出てきた、そういう経過の中でそこでやっていただいたら、そこへ仮に10万円払ったら、もうその火葬場屋さんが使用料10万円、三町に入るといって形をとりますから。そういうことで、我々にとっても議会はほとんどずっと見に行っただけです。そしたら、いいとこを皆さん見るわけですから、結局、待合室あるいはそういうことをずっとこうして待合室は必ず一回ここで休憩して骨上げして帰るということであったんですけど、やっぱり皆さん帰られるわけです。今でも現実には待合室は空いているわけですから、そういうことを考えますと、いろんな経過があります。

ただ、私はやっぱりこの補償というのは、やっぱりそれは打ち切っていけるというのだっ

たらしいんですけども、できるだけ町としてもご要望があっても、ただ、うちの場合はやっぱり皆さん方のご要望がある中で、やっぱり形は全部、国やあるいは県の関係の補助をいただきながらそういう施設の対応をしてるわけですから、金額的にはそれはかなりな額です。けど、地域、地域はやっぱり私はよくなってきていると思うんです。ただ、無理な、むちゃなそういうことは私はないと思うんです。

だからそういうことをやっぱり十分聞いていかなかったら、私はやっぱり地域でそういうことをやっていただける、今でこそもうあのし尿処理場にしても、今、公共下水道ができるから、あるいはそういうことがだんだんなくなって、私は絶対になくならないと思います。必ず汲み取りが必ずあります。やっぱりそういうことが必ずどこどこもあるわけですから、全く完全になくなるということはこれはありえないと思います。そういうことを考えますと、やっぱり地域、地域というものをやっぱり大事にしていかなかったら、そのときの方々は。ただ、やっぱり何でも一緒ですね。私もやっぱり大和川流域下水道の関係でも第一次処理には反対してたんです。反対したからこそ、うちは入ってないんです。それを無理やり入れてもらったんです。第3次処理は16万人ぐらいの人口でかなりの金がかかるやないかというところからそういうこともやっているわけですから、その経過というのを私はやっぱり十分尊重していかなかったら、これはなかなかもたないと思いますから、やっぱりその辺の、町としてもそういう補償の関係のことについては、ことしはこの分についてはいきますけども、また来年その分は、ことしは予算的にはできませんとか、必ずそうしていかなかったらできませんし、そういう努力はしながら、今現在も対応をさせていただいています。

できるだけ町としてもそういう補償についても的確な、あるいはそういう資料を提供いただいて、我々としても職員が一生懸命やっただいていてと思っています。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 一定、町長のほうからも補償についての考え方も示される中で、できるだけやはり住民の皆さんの要望に応じていけるように今後の交渉を進めていっていただけるという前向きな答弁をいただいたというふうに思います。

やはりどうしても交渉というと、じゃあ補償が今後どうなるのかという問題も出てくるかと思っていますので、その点についてはやはり近隣の状況をよくご理解いただけるような形での交渉が必要だというふうに思います。いろいろ難しいこと、困難なことを言っているというのは私自身も認識はしていますが、やはりこうした条件をつけてでも何とか前進をさせていくことができないのか、住民の皆さんの要望に応じていけないのかということで、職員の皆さんにもこれまで以上に努力をしていただきたいというふうに思いますので、この点につい

てこれらの状況を今後改善していけるように要望しておきたいと思います。

そうしましたら3点目の質問に移ります。

3点目はフリースペースの設置についてということで書かせていただきました。これは、これまでも町有地の活用についていろいろ提案をさせていただいてきましたが、今回もフリースペースとして活用できないかという提案です。

これまで住民の皆さんから、近所に公園がないので子どもたちが遊べるようなスペースを確保できないかという声がありまして、以前に一般質問をさせていただいたところ、町としても町有地に関しては自治会などから申請があれば管理も含めて使用していただくことは認めていくよという立場で答弁をされていると思います。

私も、そうした町の見解を相談者の方に報告し、自治会で相談して申請されてはどうかということをお伝えしましたが、なかなか自治会で申請するというところまではいかないという困難さがあるというふうにお聞きをしています。

その後、そうした答弁をいただいた後に、町有地を自治会で活用されたという実績もなかなか出てこないということから、今回、自治会ではなくて個人や団体に申請して使用できるようなスペースとして設置・活用できないかというのが今回の提案です。

現在活用されていない町有地を、少しでも住民の皆さんに有効に利用していただき、住民要望にも応えることができるというような施策を展開していけないのかなという点で、この町有地をフリースペースとして設置・活用することについて、町の見解をお尋ねします。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 町有地をフリースペースにというご質問でございます。

結論から申し上げますと、フリーということでございますので、個人の方に対してフリーということでございますので、全ての、どこに対して自由にお貸しするという考えは難しいと、町では思っております。

町有地の中で貸付ができるのは普通財産でございます。この貸付については、斑鳩町の財産規則等により行っている状況でございます。実際の貸付の際には、周辺住民の方のご迷惑にならないように、また、借りる方の使用目的を確認させていただきますとともに、安全対策や騒音対策など、問題がないか確認の上、条件をつけてお貸しをしているところでございます。

また、遊休用地につきましても、今回の監査結果報告書の中で監査委員さんより、土地の保有に係りますリスクと資金の負担を考慮して、早期の取り組みを行うようにご指摘もいただいているところでございまして、町としましては、基本的に遊休用地につきましても減少を

させていただくという方向のもとでその取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 監査委員さんの指摘もありますので、町有地の処分について、できるところはしていくと、財産、お金にかえていくということはいいと思うんです。ただ、それでもやはり処分できない土地というの残ってくるのかなというふうに思いますし、それとフリースペースということで何でも可能かということ、そういう貸し方はできませんよということですが、おっしゃるように周辺住民の皆さんに理解をしていただくと、さらにその安全管理上についても、例えば火を使ったりしたらだめですよとかいう点について、いろいろ制限をつけていくということは必要だというふうに思いますが、そうしたクリアしなければいけないいろいろな課題はあると思いますが、そうした課題をピックアップしてそれをクリアしていくとどんな形で活用していけるのかという点について、私は探っていくという、そういう方向でやはり町民の皆さんの望んでいることに応えていけるような形で、やはりそういう場所を提供するという点で検討はできないのかなというふうに思います。

今回、このフリースペースということで、私もいろんな形で町のほうに対して提案をさせていただいて、どういう形がじゃあできるのか、町民の皆さんが望んでおられることがどうということなのか、それに合致するのかどうかという点についても、今後やはり探っていきたいなというふうに思っております。

今回、初めてこういう提案をさせていただいて、私の言っていることがそのままというのは難しいかなという答弁であったと思いますので、今後、町のほうにおかれましても、いろいろ条件をクリアしていったらどんな形でやっぱりできるのかという点について検討をさせていただきたいということを要望いたしまして、私の一般質問は終わります。

○議長（嶋田善行君） 以上で、14番、木澤議員の一般質問は終わりました。

続いて、15番、木田議員の一般質問をお受けいたします。

15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 前もって議長に提出しておりますレジュメに従いまして質問をさせていただきます。

まず、最初の質問であります斑鳩町衛生処理場焼却棟の解体撤去についてであります。焼却場での焼却処理が廃止されて1年が経過しようとしております。委託先での処分についても、今のところ何ら問題もなく進められているとのことで、地元としてはダイオキシンの心配や交通量の増加もなく、よい結果をもたらしておるところであります。

そしてこれから質問でございますが、1番目の、平成25年度より3年間をかけて撤去さ

れる計画であります、どのような段取りで実施されるのかについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 衛生処理場のごみ焼却施設の解体工事でございますが、これにつきましては、ダイオキシン類等の飛散の防止対策など専門性を有しますことから、現在、衛生処理場焼却棟解体計画等策定業務をコンサルタント会社に委託をいたしまして、解体方法等の計画を作成しているところでございまして、今月末にもその計画書がまとまる予定となっております。

その後、平成25年度から3か年の継続事業として、解体撤去工事に取りかかるということとしております。

そのスケジュールでございますが、現在策定しております解体計画書を基に、解体工事発注仕様書をまとめまして、本年の秋ごろには入札により施工業者を決定いたしまして、平成25年の12月議会におきまして工事の請負契約の締結につきまして議決をいただきましたならば、落札業者と本契約を締結いたしまして解体撤去工事に着手してまいりたいと考えておるところでございます。

また、ごみの焼却施設の解体撤去等にはダイオキシン類の飛散の対策などが必要となつてきますから、事前にこの労働基準監督署との協議あるいは計画書の提出が必要になってまいります。平成25年度中はその手続が中心の業務になると考えております。

その労働基準監督署との手続きが完了いたしましたら、実際に解体撤去工事に入るわけでございますが、周辺の環境調査とあわせまして約15か月ぐらいかかるということでございますので、最短でも撤去の完了につきましては平成27年の6月ごろになるのではないかと、このように考えているところでございます。

○議長（嶋田善行君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 続きまして、当該地域においては、今までから雷が多数発生した多発地帯であることは、川筋とかいろいろな地域的なことを考えたらご存じやと思いますねんけども、今現在、煙突に設置されております避雷針といいますのか、それについてそのかわりにどのように考えておられるかということをお伺いしたいと思います。

というのも、やはりこの地形的に雷が発生しやすいということで、今までにも電柱のトランスに落雷したこともありますし、準工業地帯ということで木工会社、紙器会社、プラスチック会社等があり、落雷による火災発生への心配もあるので、その代替についての考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） この衛生処理場の煙突に立っております避雷針でございますが、この避雷針の役割でございますが、一般的には地面と空中の電位差を緩和させて、落雷の頻度を下げるといふ役割がございます。落雷の際には、これに雷を呼び込んで落雷の電気エネルギーを受けとめて、そのエネルギーを安全に地中へ逃がすということによって建物本体の被害を防ぐといふ役割を持っております。

この避雷針の設置基準につきましては、建築基準法の規定によりまして、高さ20メートル以上の建物に設置の義務がございます。

このようなことから、この衛生処理場の煙突に設置いたしました避雷針につきましては、比較的落雷の影響が高い煙突あるいはその周辺の施設、そのものに被害が及ばないように設置をしているものでございまして、地域、その周辺の地域を雷から守るために設置をしているという意味合いのものではございませんので、このごみ焼却棟の解体後、避雷針の代替を設置するといふようなことは今考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（嶋田善行君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 続きまして、当該避雷針の高さとその落雷防止効果について、どの程度あるのかについてお聞かせ願いたいと思っております。

というのは、焼却場の避雷針によって、私自身は周辺への被害防止になっていたのかと思っておりますが、回答を追う中で初めて知りましたが、私自身の見識の違いであったのかと思っておりますが、自然災害の防止の観点から見ても必要ではないかと思っておりますが、いかがなものでしょうかということで、ご回答をお願いします。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） この衛生処理場の今ついております避雷針でございますが、その高さでございますが、煙突自体は約40メートルございまして、その上に約3メートルの避雷針がついておるといふことでございます。

先ほど答弁をさせていただきましたように、避雷針の役割につきましては、落雷の頻度を下げること、そして、落雷のときには避雷針に雷を呼び込んで落雷の電気エネルギーを受けとめて、そのエネルギーを安全に地中へ逃がすということによって建物本体の被害を防ぐといふ2つの役割を持っておるわけでございます。

このようなことから、先ほども答弁させていただいておりますけれども、衛生処理場に対する落雷の頻度を下げること、また、落雷があっても避雷針が雷の電気エネルギーを受けとめて、安全に電気エネルギーを地中に流して煙突本体の被害を押しえられるものというふう

考えております。

なお、この避雷針が雷を呼び込むことができる範囲、いわゆる避雷針の効果の範囲といたしましては、避雷針の周辺4メートルぐらいから30メートルぐらいと言われておりますので、先ほど質問者がおっしゃったような地域住民を守っておるということじゃございませんので、先ほども答弁させていただいておりますが、代替ということではありませんので、考えておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（嶋田善行君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） それでは、理解させていただいたということで、この項は終わっておきたいと思っております。

続きまして、太平化学産業株式会社奈良工場についてということで、斑鳩町の東端であります高安1丁目地域と安堵町、それと大和郡山市に隣接する位置に存在する企業であります。1番目の、平成24年11月29日の朝日新聞のアスベスト労災事業所の一覧表に表記工場名が出ておりましたが、斑鳩町は当工場がアスベスト関係の工場として以前から町は把握しておられたのですかということで、部長自身が、今現在、乾部長自身が地元ということでありまして、そういうことはいつごろ認識されたのかについてもお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 今回、平成24年11月29日の新聞報道がございまして、これは厚生労働省が平成17年度から石綿のばく露作業による労災の認定等についての公表をしておるということから、今回、平成23年度に労災認定を受けた方についても公表がされたということで、この11月29日に新聞報道があったということでございます。

町といたしましても、この報道によって初めて町内にあるこの太平化学産業株式会社奈良工場で労災認定があったと、受けた方が1名おられるということ把握したところでございます。

私自身もそれこそ新聞報道によって初めて知ったということでございまして、当然、私も近くには住んでおりますけれども、自治会にもそういう、当時、こういった石綿製品を扱っておられたということも聞いておりませんし、把握もしておらなかったという状況で、この新聞報道によって初めて知ったということでございます。

○議長（嶋田善行君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 2つ目の製造業の一覧表の中にこの企業の企業名が列記されていたということで、当該工場では何を製造されており、それも短期間に、昭和50年から52年

までという期間にやめられたということになっておりますねんけども、知る範囲でお聞かせ
願いたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） この厚生労働省の公表によりますと、石綿を扱っていた期間
につきましては、昭和50年5月から昭和52年12月までの期間となっております。

この労災の認定を受けられた方は、この工場内で石綿製品の製造過程における作業には従
事はしておられません。醸造用の石綿の小分け、こん包作業を行っておられたということで
ございます。

そのことから、詳細について、奈良の労働基準監督署あるいは県庁の保健予防課にも確認
をいたしました。公表されている内容しかわからないということでもございましたので、こ
の太平洋化学産業株式会社奈良工場のほうに確認をいたしましたら、その公表された内容のと
おりでございます。石綿の製造はしておらないと、そういった製品の小分け作業をしてお
たということでもございます。

取扱期間につきましては短期間ということでもございますけれども、その後、昭和52年1
2月以降については石綿を使用していた製品から、石綿を使用しない製品に変わっていった
という説明を聞いております。

以上でございます。

○議長（嶋田善行君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 短期間にもかかわらず労災認定された方が1名おられるとのこと
ですが、中皮腫は多年にわたる吸引によって発生するものと思っておりましたが、短期間な
のでその企業の従業員なのか、あるいはその周辺の住民であったかについても、わかる範囲で
結構ですので教えていただきたいと思っております。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） この方につきましては、周辺住民ではございません。

○議長（嶋田善行君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） これをもちまして一般質問を終わりたいと思っております。

どうもありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 以上で、15番、木田議員の一般質問は終わりました。

10時25分まで休憩いたします。

（午前10時04分 休憩）

（午前10時25分 再開）

○議長（嶋田善行君） 再開いたします。

次に、11番、飯高議員の一般質問をお受けいたします。

11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

1番目の通学路の安全対策についてであります。昨年4月、京都の亀岡市で集団登校中の児童・保護者の列に軽自動車が入り込んだ事故は記憶に新しいと思います。また、その後においても登下校時の子供たちが死傷する事故などが立て続けに発生してきたところから、昨年の6月議会の一般質問で通学路の安全対策の強化について質問をした経緯があります。

その後、連続的に児童生徒の死傷を受け、文科省、国交省また警察庁が連携して、地域の公立小中学校などの通学路について、交通安全の確保についての緊急合同点検が実施をされております。

各自治体においては、通学路における緊急合同点検の取り組み状況についての都道府県ごとの資料が公表され、さらには平成24年度補正予算並びに平成25年度予算を活用し、積極的に通学の安全対策に取り組むよう提言をされておるところでございます。

当町においても、通学路における緊急合同点検で、教育委員会、学校、また、道路管理者、さらには警察の3つの部署の視点からきめ細かく実施をされております。

現在、これらの対策箇所など、交通安全の確保への対策はどのように進められているのか、また一方では、ドライバーの安全意識の啓発、また地域社会の協力などが視点も含めて進めることが必要なことから、質問をさせていただきます。

まず1点目の通学路緊急合同点検の状況であります。

奈良県の通学路における緊急合同点検の実施状況は、昨年の12月に発表されておりますが、当町においてはどのような状況になっているのか、お伺いをいたします。

○議長（嶋田善行君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） ただいま質問者のほうもご報告いただきましたように、昨年4月に連続いたしまして児童や保護者が死亡するという痛ましい事故が相次いで発生いたしました。

このことを受けまして、文部科学省、国土交通省と警察庁によります対策会議が5月28日に開催をされたところでございます。

その後、こうした登下校中の児童らが巻き込まれる交通事故を防ぐために、通学路の緊急合同点検を実施し、対策案を検討するよう国及び県から通知がございました。その後、全国小中学校の通学路について点検調査が実施をされたところでございます。

当町におきましては、これまでも毎年夏休みにPTAと学校そして教育委員会が通学路の安全点検を実施をしてきたところですが、本年度8月2日にいたしました通学路安全点検におきましては、西和警察署、そして道路管理の担当課でございます建設課にもご参加をいただきまして、関係機関が共同して通学路の安全点検を実施、危険箇所の対策について協議を行いました。

今年度は、事前に学校から危険箇所として報告がございました34箇所の点検を行ったところですが、そのうち14箇所につきましては、路側帯の引き直し等、これは4箇所ございましたけれども、道路の維持管理の中で対応をした箇所でございますとか、警察によります取り締まりの強化によります対応、これが6箇所、その他、地域の方々への立哨協力の依頼等々、これが4箇所でございますが、これにより対応したところがございます。また、そのほか3箇所につきましては、例えば龍田、猫坂などの通行時間規制が必要であるといった箇所がございます。その他、残りの17箇所につきましては、西和警察署及び先ほども言いましたが道路管理の担当課でございます建設課、そして教育委員会で対策内容を協議し、現在改善の方向で対応を進めておるところでございます。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） いろいろと対策等、また危険箇所についての点検についての具体的な内容をお聞きしました。34箇所の点検箇所、14箇所については対応していただいているということではありますが、しかし、3箇所の通行時間の規制については、まだまだ進んでいない状況かなとは思いますが。これにつきましては、以前からいろいろと地域の皆様または近隣の皆様からのいろいろ相談の中からこういう課題が挙がっているわけですが、今回、この文科省と国交省、また警察庁が全面的にこの通学路の安全対策に取り組むということでこうしておりますので、その中には特に警察関係の協力があります。これも状況の中で、今回この通行時間の規制についてはどうしても進めていく必要がございますので、この点について町はどのように考えられているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただきました通行時間の規制についてでございますけれども、警察の協力をいただくのはもちろんのことでございますが、規制区間の住民の皆様方の協力がなければこれは実現できないことでございます。過去に規制することによりまして、付近住民の方々の生活に支障を来す恐れがあるということで、地域の方々からの協力が得られずに実現できなかったということがございました。

こういうことから、ドライバーの皆さんに対しまして自主的に通行を自粛願うという看板

を設置いたしまして、注意を呼びかけているという箇所がございます。

今後におきましても、通行時間の規制に関しましては、通学される児童の方の安全を確保するには有効な措置だと考えてはおりますが、これには地域の住民の皆様方のご理解とご協力を得る必要がございます。このご協力が得られない限り非常に難しい問題ではないかと考えております。

このことから、通行時間規制以外の対応策といたしまして、車両の進入を通学時間帯に自粛していただけるような方法などにつきまして、関係機関とも十分協議してまいりたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今の部長の答弁、いろいろありましたけども、今までからそういった関係のもとでご協力をいただくよういろいろと協議を重ねられているとは思いますが。通行規制については、当然、今、答弁ありましたように、地元の協力が第一でございます。それは当然そういう形でありますけども、しかしながら、一方では、子どもの安全確保ということについても、これは進めていかなければならないという現状があります。双方がありますけれども、今後、やはり地域の交通実態の調査とか、また、危険箇所、どういった危険があるのか、また、日ごろの子どもの通行に対しての態度とか、いろいろな観点があるとは思いますが。それについての実態把握をしていただいて、また地元との協議をよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、2点目の対策必要箇所に対する取り組みについてであります。

通学路緊急合同点検の結果を受けて、その対策必要箇所として先ほども報告がありましたけれども、残りの17箇所についての取り組みの状況について伺います。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 対策の必要な箇所、17箇所の取り組みの状況でございますけれども、町道におけますカーブミラーや路面標示などの町が道路管理者として対策をしている箇所が11箇所、それから路面標示と取り締まりが必要な、町と警察が対応している箇所が2箇所、国の事業で実施している箇所が2箇所、それと県道上の路面標示など、県と警察で対応していただく箇所が2箇所という、これで17箇所になっております。

これらの状況につきましては、町が道路管理者として対策を行います11箇所のうち9箇所につきましては、これまでに実施済み、また今年度中に完了をする予定となっております。残りの2箇所につきましても、25年度に完了するというように考えております。

次に、町と警察が対応していく箇所につきましても、今年度中に完了する予定でございます。

次に、国の事業で実施していく箇所でございますが、これも国道25号の歩道設置事業及びいかるがパークウェイ整備事業で、現在進行中でございます。また、県及び警察が対応する場所、それから県道及び信号に対する整備につきましても、25年度以降に対応する予定となっております。

以上が現状での取り組みの状況でございます。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今、ご報告がありましたように、対策必要箇所については完了しているところ、また今後進めていかなければならないということであります。来年度、25年度においても計画を持って着実に進めていただくよう要望しておきます。

それと、今回の通学路の点検、合同点検について、各自治体にはその結果の公表がされているとは思いますが、当町においてはどのような状況になっておりますでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） この点検の結果でございますが、今、質問者も申されましたように、今日まで公表をされているところもございます。今回の町の合同点検の結果につきましては、斑鳩町におけます対策箇所について、既に県のホームページで報道されているところでございます。

また、町といたしましても、この公表につきましては、今月中に町のホームページで対策状況も含めて公表していく予定で進めているところでございます。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） この公表につきましては、通学路に関して昨年、文科省、国交省、警察庁合同で、各自治体にこの公表については、各自治体に通学路の点検要請を行っております。昨年の12月末の時点では、この対策箇所等についてのその図面の提示とか写真とか、自主的に地元でどういうふうに行っているのかということの実態を公表するということが本当の公表であるということで、全国では282市町村で今公表されておるところでございます。この近隣、生駒郡においては、平群と安堵町が公表をされております。

答弁されましたように、やはり早急にこういった、今後もありますので、公表することによって今回の予算づけというのが、やはり聞いてみますと優先順位がありまして、その状況もありますけれども、違ってくるということも聞いております。

今後、やっぱりこういう当町で行っている実態をすぐに公表するというのが、今後やっぱり早期にその対策を講ずる意味で効果があると思いますので、よろしく願いをいたします。

それと、今回の合同点検に対応するための国の補正予算はどのように使われたか、お聞きしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 今回、国が行いました補正予算についてでございますが、通学路の安全対策に関する事業もこれの対象となっております、しかし、交付要件の規模等、これに至らない事業が当町の事業はほとんどでございましたことから、要件に合致しておりました規模の舗装・補修の事業1箇所でございますが、これが今回補正予算を活用して25年度に実施をしていくという予定になってございます。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 当然、その箇所については予算づけというんですか、交付要件に合致しないということがあります。

当町においては、その中でも1件だけ、報告がありましたように実施するということがあります。

今後、こういった形の中で、一つひとつの事業にその対策を行っていく上において、一つひとつ見守り、またそれが本当に事業の予算づけがされるかどうかというのは、見落としのないようにしていただきたいと要望しておきます。

それと、今回、合同点検が実施される上において、ハード面においては確かに早急に対応していただいているということでございますので、先ほど、冒頭にも申し上げましたように、一方ではやはり今回の事故というのはドライバーによる事故であったということが言われるわけなんですけれども、去年のドライバーの事故に対してはこの一年間で斑鳩町としてはいろいろと対策を講じられてきたという経過があるとは思いますが、やはり今後、ドライバーに対する目に見える形でどのようにその啓発をしていくのか、また、特に子ども、高齢者の事故防止対策というものの啓発が必要となってくるわけでございますが、この点についてをお伺いしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 今回の合同点検は、去年に児童を巻き込む事故が続いて起こったということによりまして、これらの対策として全国的に実施をされてきたところでございます。

しかし、このような事故が、質問者ご紹介いただきましたように、ドライバーのモラルの欠如が原因で発生することが多々あるものと考えられます。

昨年、斑鳩町におきましても、飲酒運転によりまして2人の方がお亡くなりになるという

事故が発生をしております。これもドライバーのモラルである「飲んだら運転をしない」ということを実行されていれば防げたものではないかと考えます。

このことから、西和警察署、郡山警察署、それと斑鳩町、大和郡山市各交通安全協会が合同で、飲酒運転撲滅を直接ドライバーに呼びかける運動を昨年12月5日に実施をしてまいったところでございます。

今後におきましても、ドライバーに対して交通安全意識を高めるための啓発に、西和警察及び交通安全協会と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

また、ことしの春の交通安全県民運動におきましても、運動の基本といたしまして子どもと高齢者の交通事故防止を掲げ、いろいろな広報啓発活動を行うこととしております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） そういうふうをお願いしたいと思います。

先ほど申しあげましたように、やはり交通事故の多くは子どもたち、また高齢者であるということも聞いております。また、ハード面の事故に対する啓発の両面が今後とられるわけでございますが、その中にあるのはやはり地域の皆様のご協力、関係機関との連携が十分にされていることが事故の防止につながると思いますので、今後、交通事故ゼロを目標に進めていただくよう要望しておきます。

次に、2番目、学校施設の安全確保と避難所の運営についてであります。

学校施設は子どもの学習、生活の場であるとともに、災害時には地域住民の応急避難所としての役割を果たすため、その安全の確保が極めて重要であることは言うまでもありません。

今回の国の平成24年度補正予算では、公立学校の耐震化や老朽化対策、非構造部材の耐震対策等について対応するため1,884億円が計上されております。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、学校施設も甚大な被害が発生し、柱やはりなど構造体の被害だけではなく、天井や照明器具、さらには外壁・内壁など、いわゆる非構造部材も崩落し、避難所として使用できないことや、また、児童生徒がけがをしたことも発生しております。特に、体育館等の大規模空間の天井については致命的な事故が起りやすく、構造体の耐震化が図られている施設であっても天井脱落被害が発生をしております。

こうした被害を踏まえ、国交省では天井脱落対策に関する新たな基準が検討されていると聞いております。将来においての被害に備えた学校施設の安全確保とともに、一方では避難所の運営として有効に活用できる計画を立てる必要があることから、これらについて質問をさせていただきます。

まず、1点目の学校施設の天井材の落下防止や非構造物の耐震化の進捗状況ですが、平成

23年6月定例議会一般質問にて、学校施設の防止機能向上について質問した経緯があります。そのときには、例えば体育館の天井の落下防止、照明器具の落下防止、窓ガラスの破損防止、外壁落下防止、また場合によっては設備や棚、電灯や落下防止などの避難生活における危険な箇所については点検や維持管理、また必要に応じて修繕や補強の安全対策をしておかないと大きなけがや避難時の妨げになることがあることから、町としてこれらの対応についてはどのように進められているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 当町では、建物の崩壊によります甚大な被害が起こらないように、校舎等の耐震化を最優先課題といたしまして耐震補強を進めております。

その中で、実施年度の前倒しを行う中で、来年度におきまして東小学校の体育館、本館の耐震補強工事を実施することで学校施設におきます耐震化率を100%とし、国が進めております平成27年度までの耐震化の完了時期より2年早く耐震化を完了させる予定でございます。

非構造部材につきましては、これまでの耐震補強を実施してきた中で、地震により脱落等の可能性が高いと考えられます天井部材につきましては、耐震診断時に安全性について確認を行っているところでございます。その他、転倒の可能性がございます書棚などの固定につきましては各学校で既に対応を行っておりまして、また、今年度実施をいたしました斑鳩西小学校の体育館の耐震補強工事につきましても、屋根のふせかえに伴いまして照明器具について再設置をしたところでございますが、その際、器具に落下防止の金具を取りつけるといった耐震対策について対応を行っているところでございます。

そのほか、ことしの1月に小中学校及び各幼稚園の天井の状況について、学校・園及び職員によりまして、目視ではございますが点検を行い、特に異常のないことを確認をしているところでございます。

非構造部材であります照明器具や窓ガラスの取り付け状況等につきましては、文部科学省が示しております学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブックというのがございます。これを基に今後点検を実施することを考えておりまして、その後、これらの実施設計とも業務委託を進め、先ほど申し上げましたが、耐震補強が平成25年度で完了いたしますことから、それ以降、年次計画によりまして、非構造部材の耐震化について進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） この非構造部材については、目視だけではなく、その検査の方法の

あり方が重要であると考えます。また、今、答弁にありましたように、耐震化ガイドブックに沿ってその点検に対することについてどのように明記されているのか、また、以前に質問させていただきました、避難経路におけるガラス飛散防止フィルム、その後どのように検討されているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 文部科学省が示しております非構造部材の耐震化ガイドブックにおける点検の対象となりますのは、天井、照明器具、窓ガラス、外壁や内壁、設備機器、収納棚等でございます。

これらの点検につきましては、まず、学校におきまして教職員がそれぞれの腐食でありますとか変形、クラックの有無、取り付け・固定の状況につきまして目視で確認を行います。その結果を教育委員会に報告させまして、それを基といたしまして教育委員会が再度点検を行う中で、天井下地の状況、照明器具の取り付け金物や支持の状況、内・外装のモルタルやタイルの部分について、必要に応じ打診によりまして確認を行います。また、状況によりましては専門家に点検等を依頼することを考えております。そしてその結果によりまして改善時期や手法について検討を行い、対策を実施してまいりたいというふうに考えております。

また、飛散防止フィルムについてでございますが、示されておりますのは、はめ殺しの窓のうち、硬化性のパテ、硬くなるパテでございますけど、硬化性のパテが使用されている場合につきましては、地震の揺れによりまして破損する可能性が高いとされております。そういった部分につきましては、飛散防止フィルムを使用することについて、当ハンドブックの中で参考として取り上げられております。しかしながら、飛散防止フィルムにつきましても、10年、20年後張り替えが必要ということから、ほかの非構造部材の耐震対策を年次計画により実施をする中で、飛散防止フィルムの使用箇所でありますとか、それにかわる耐震性のある合わせガラスの使用等についてもあわせて検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今回、特に避難所、学校施設ですね、地震があった際には第一にやっぱり子どもたちが授業中に飛び出してどこかに行く、それがいわゆる避難経路になるわけですけども、全部が全部飛散フィルムを設置するというのじゃなしに、やはりこれは避難経路に対しての点検をまず行う。また、飛散フィルムというのは全部にはっても無駄なことも場合によってはあることから、その辺を調査し、効果的にそれをはっていくというのがあると思うんです。前年度の答弁においては、やはり多額になる、また数量が多くなるとい

う、なかなか進めにくいという答弁もございましたけども、やはり子どもたちの命を守る第一歩となるのがやっぱりこの避難経路じゃないかと思います。それに対しては、この飛散フィルムというのは有効に、今後も調査をして活用していただくよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、2点目の学校施設を初め、公共施設の老朽化の現状と今後の対策についてであります。

公立小中学校施設においては、建築後25年以上経過した建物の面積が全体の約7割になるなど、全国的に校舎等の老朽化が深刻な状況となっております。改修等の対策が必要な老朽化施設は今後さらに増加することが見込まれております。文科省のほうにおいては老朽化対策が喫緊の課題であることから、その対策のための今後の進め方について検討をされているところであります。また、避難所である公共施設についても、今後耐震化も含め老朽化対策を進めていかなければなりません。

当町としては、学校施設など老朽化の現状及び今後の対策について、お伺いをいたします。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 避難所となる公共施設の老朽化等の現状でございます。

まず、学校施設につきましては、国の復興予備費活用事業を活用し、前倒しにより小中学校の耐震化工事は平成25年度にすべて終了いたします。

次に、学校施設を含めた避難所の現状につきましては、昭和56年以前に建築されたものが8箇所でございますが、そのうち耐震化工事が済んでいる施設が4箇所あり、また、耐震診断の結果、耐震性のある建物と診断されている施設が2箇所ございます。耐震化が進んでいない避難所につきましても、耐震化診断を進めていく予定となっております。

以上です。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 確かに、当町においても今後耐震診断を進めていくと、また、25年度においてもそういった進めていく優先順位とかあるとは思いますが、確かに進めていかなければならないということになっておりますので、やはり耐震診断の具体的な対応内容と今後の耐震化の計画はどのように今後されていくのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 建物の、建築物の耐震診断につきましては、耐震改修が必要かどうかを判断するための診断でございます。耐震診断の方法は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく告示によって定められておまして、建物の構造によって異なる耐震診断

基準が用いられております。

耐震診断では、まず予備調査としまして設計図書や計算書、増改築の履歴等がわかる資料を集めます。次に、現地調査としましては、建物の内外のひび割れや鉄筋などの腐食状況を目視などにより調査し、状況に応じて柱の傾斜など、柱の傾きなどを実測します。また、場合によってはコンクリートを採取し、圧縮試験を行うなどのこともございます。

以上のような調査を基に、建物の耐震性能について数値化をし、その数値が基準よりも大きい場合は耐震性を確保している建物であると診断をされます。また、基準よりも数値が小さい場合には、耐震改修が必要となるという診断をされます。

次に、耐震化が済んでいない避難所施設の耐震化計画についてでございますが、耐震化が済んでいない避難所のうち、町が管理する施設は、法隆寺国際高校を除きましてあゆみの家のみとなっております。あゆみの家につきましては、平成25年度に耐震診断の実施を予定しており、この診断の結果を受けて、今後の耐震化について具体的に検討をしていく予定でございます。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今後、計画をもって具体的に検討をしていくという流れの中で、一方、老朽化に伴う安全対策としての点検や、また、改修については、どのように今後取り組んでいかれるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 施設の安全対策についてでございますけども、建築基準法第12条に基づく定期報告制度により定期点検を行っております。

点検の内容といたしましては、建築物の外壁等の外部、廊下・階段等の避難施設の調査及び天井等の内部調査などとなっております。

また、この定期報告義務のない施設につきましては、設備点検の実施を行い、また、修繕が必要な場合は所要の措置を講じているところでございます。

改修等の対応につきましては、個々の施設の状況により一概にお答えすることは困難でございますが、施設の利用に支障がないように調査点検等を行い、異常の有無の把握に努めているところでございます。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 確かに施設の老朽化が進んでいるというのは現実でございます。場合によっては、それによって危険な状況が生まれるところについては、やはり優先度をつけながら老朽化対策をしていかなければならない。今後においては、やはり早急に対応してい

ただくよう、要望しておきます。

そこで3点目の避難所運営マニュアルの整備についてであります。

避難所のハード面における整備とともに、一方では避難所となる学校施設の運営方法を定めた避難所運営マニュアルの整備について、平成23年6月に質問をさせていただいております。

今後、早期に進めていく必要があると考えます。どのように進めていくのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 避難所運営マニュアルについてのご質問でございます。

このマニュアルの整備につきましての状況でございますが、現在、町の地域防災計画の見直しを行っておりまして、斑鳩町避難所運営マニュアルというものにより、施設管理者、自主防災組織などの地域住民との協力体制のもと、避難所管理運営体制を整備することとしております。

その避難所運営マニュアルにつきましては、避難所の開設指示、また準備、それから自主避難への対応、避難所の開設運営手順等を定めるものでございまして、各避難所において避難者の受け入れスペースについて、事前に施設管理者の協力を得ながら、特に災害時要援護者に配慮をし、高齢者、障がい者等の占有スペースを設置できる場所を確保するなど、避難所の運営に関する基本的な方針をまとめているものでございます。

こうしたことから、避難者が避難所で共同生活をするにあたり、避難所の配置につきましては、例えば調理室や更衣室などの生活に欠かせない空間、また、授乳できる空間、また、簡易ベッド等高齢者や障がい者の方に配慮した空間なども確保するとともに、災害時要援護者への配慮に努めながら避難所運営マニュアルを作成してまいりたいと考えております。

なお、東日本大震災のような大規模な災害が発生し、避難生活が長期化する場合には、避難所となる学校施設については、災害の被害の程度によりまして、避難生活と教育活動に必要なスペースをこのマニュアルで決めることは困難であると考えておりまして、また、教育活動のスペースにつきましては教育委員会との調整を図ることといたしております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） ただいまの答弁の内容に従ってマニュアルは作成されていくと思います。

また、一方では、想定されているのは今、恐らく地震時のことにおける一般的な避難マニュアルとは思いますが、やはり災害は地震だけではなく、やっぱり風水害も伴います。そ

れによってはやはり避難所マニュアルの形態、実際の現場の状況も変わってくるかなと思います。それに対してもどのようにこのマニュアルを活用していくのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 避難所運営マニュアルの災害種別ごとについてのご質問でございますが、災害発生後の避難所開設の流れといたしましては、まず、避難場所が建物は倒壊の恐れがないか、また、建物に浸水していないかなど施設の安全確認を行った上で、避難所の開設準備を行うこととしております。その中で、施設が危険であると判断できる場合には、その他の最寄りの安全な避難場所に避難をしていただくこととなります。

また、想定される災害状況に応じて避難所のレイアウトをこのマニュアルで決めることは困難であると考えており、災害発生の状況により避難所の利用範囲等を確認して必要なスペースを確保してまいりたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今、答弁にもありましたように、やはりそういう災害の状況に応じてその利用範囲を確認してスペースを確保していく、これは当然のことやと思います。

しかしながら、こういった、斑鳩町においては大和川があって、それが決壊をするという恐れもあります。そういった状況の中で、事前にそういう状況を想定しながら、なおかつやはり地域も巻き込んで、今後、水害に対してはどうあるべきかということも含めて、一回検討するべきではないかなと思います。実際にやはり被害が起こったときには、そういうのはなかった、計画になかったということであれば、やはり大きな被害が今後拡大されるという懸念がございますので、今後、そういう点についても検討をしていただくよう要望しておきます。

3番目の障がい者の自立、就労支援についてであります。

障害者優先調達推進法が本年4月から施行されます。同法は国と独立行政法人等に対して、障がい者が就労施設で作った製品の購入や清掃などの業務委託を優先的に行う義務付けをするとともに、地方公共団体に対しても障がい者施設の受注機会の増大を図るよう努めることが求められております。

現在、国などが商品の購入や業務委託をする際には競争入札に契約が原則になっており、民間企業に比べて競争力の弱い障がい者就労施設が契約をするのは難しいのが実情です。また、施設や自宅で働く障がい者が増える一方で、景気の低迷により民間企業からの仕事依頼は減少しており、さらには障がい者施設への発注が不安定のため、国からの安定した仕事を

求める声が高まっております。

自治体においては、障がい者就労施設等の受注機会の増大を図るための必要な措置を講ずる努力義務が課せられておりますことから、当町においても障がい者の自立、就労支援の観点から障がい者就労施設等への受注機会を促進する取り組みが必要と考えますので、質問をさせていただきます。

まず、1点目の障がい者の就労支援の状況について。

現在、障がい者の方への生活の自立のための就労支援がされていると思いますが、どのような状況になっているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 障がい者の方の就労支援につきましては、県の委託を受けた障害者就業・生活支援センターが、就労相談に応じまして支援を行っております。

西和広域7町地域におきましては、三郷町にライクという支援センターがございまして、当町の窓口で就労に関する相談があった場合などは、事情等をお聞きした上で、このライクを紹介しているところでございます。

このライクにおきましては、障がい者ご本人や家族と面談する中、これまでの生活歴や就労歴をお伺いし、登録を行った上で就労に向けて目標を設定するなどの相談活動を進めております。さらに、ハローワークなどの関係機関とも連携をいたしまして、状況によっては就職活動にも同行するなど、ご本人に寄り添った形での支援を行っております。

就労に結びつかない場合や、就労に向けてさらなる訓練が必要と考えられる場合などは、就労移行支援等の福祉サービスへの利用を勧めるなど、フォローアップも行っているところでございます。

また、当町を含みます行政機関、いわゆる障がい者の当事者あるいは事業所などで組織する西和7町障害者自立支援協議会におきましても、協議会内に就労に特化したワーキングチームを組織をいたしまして、障がい者の方に就労を体験する機会を提供するための職場体験を実施をしております。当町におきましても、昨年8月に当町経由の知的障がい者の方にふれあい交流センターいきいきの里において館内の掃除の業務等を体験していただくなどをしておりまして、今後も障がい者の方が一般就労に向けた就業、職業生活の基本的知識・習慣等を学べるよう支援を行ってまいりたいと思います。

障がいのある方が働き、自立できるように、町といたしましても今後とも各機関とも連携をとりながら対応してまいりたいと、このように考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 障がい者の就労支援については、今ご報告ありましたように、そういう形で進められているということですが、実際に障がい者の方の就労状況、町がどの程度把握されているのか、その実態についてお伺いをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 先ほどご答弁いたしましたこの障害者就業支援センターライクにおけます当町の障がい者の登録者数は、平成23年度では21名ございました。このうち10名が一般企業に就職をされておられまして、4人が就労移行支援等の福祉サービスを利用されておられ、7人が現在も求職中ということでございます。

また、公共施設におけます就労の場の提供といたしまして、生き生きプラザ斑鳩の喫茶室につきましては、特定非営利活動法人虹の家及びあゆみの家に、また、ふれあい交流センターいきいきの里の喫茶室については社会福祉法人の萌に運営をさせていただいておまして、それぞれの団体に属する障がい者の方数人が就労をされているという状況でございます。

そのほかにも、一般企業等への就労を希望される方に、一定期間就労に必要な知識や能力の向上のための必要な訓練を行います就労移行支援サービスを利用されている方は、現在当町に4人おられまして、就労に向けて訓練に励んでおられるという状況でございます。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今後、障がい者の就労支援につきましては、やはり自立のための、県を初め、特に町が主体となって各機関と連携をとり、就労の実態について、実態に応じて障がい者就労施設等の受注拡大を図るのが必要であります。

そこで、2点目の障害者優先調達推進法について、この法律は障がい者の就労機会を増加させ、自立を促進することを目的とした法律であります。

この施行により町内の障がい者施設の方に対して今後どのように就労支援をしていくのか、当町としてこの法律を踏まえた施策についてお伺いをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 障がい者の方にとって働くこと、つまり仕事があるということとは生きがいを感じるということではないかと考えております。

ただ、障がい者就労施設の利益は利用者でございます障がい者の賃金にも反映されるものでありますことから、障がい者の経済的基盤を確立し、自立を推進するものであると考えております。

平成25年4月1日に施行されます障害者優先調達推進法では、障がい者就労施設等で就労する障がい者等の自立を進めるため、国や地方公共団体などの公的機関が物品やサービス

を調達する際、障がい者就労施設等から優先的に購入することとされています。

しかしながら、現段階では、市町村のどの事業所がどのような仕事を受注できるかについて把握をしておられない状況でございますので、これにつきましては、国や県で事業所を対象に調査を実施され、今後、各市町村に情報提供をされる予定となっております。

町といたしましてもこの情報を参考に、まずは地域の実態について把握を努めたいと考えているところでございます。その上で、国や県が今後作成をいたします方針と整合を図る中で、障がい者の経済面での自立に向けた取り組みについて検討をしてみたいと、このように考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） この法律を施行していく上において、どのような流れでこの事業を実施していかれるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 町といたしまして何を必要としているのか、あるいはそれに対してどのような事業所が何を提供できるのかということも考えまして、国の基本方針あるいは県の調達方針等と整合を図る中で、町の調達方針を策定していく必要がございます。

このため、国や県から提供が予定されております情報を活用する一方、役場内の各部署の需要に関する調査なども検討してみたいと考えております。

その後、公契約について、法定障害者雇用率を満たしている事業者配慮するなど、障がい者の就労を促進するための国の措置に準ずるような努力を努めながら、調達方針に則して業務の発注や物品の購入等を行い、その調達実績について公表をしていくという流れになると考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今、部長が言われましたように、ぜひこれに法律に沿ってそういうふうな調達あるいは基本方針ですか、そういうことについて組み立てていかなければならない、それにことしの1月からそのスケジュールが公表されているところでございます。理事者においてはそれらをまた細かく見ていただいて、早急にその流れのもとで実施していただくよう、よろしくお願いを申し上げます。

それと、やはり実際にこの斑鳩町において、障がい者の方に今回の法律によってどのように適用していくのかというのが必要でありますので、その点についてお伺いをいたします。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 現在、町内の障がい者の施設では、お菓子でありますとか弁

当などの製造や販売を行っておられるところがございます。これらの利益は施設の利益になりまして、そこで働く方の、障がい者の方の利益にもつながっているものと考えております。

この法律の施行につきましては、障がい者が地域で自立した生活を送るための支援の1つでございますので、さらなる活性化が期待できるものであると考えております。

今後は地域の障がい者施設の実情を把握しながら、法の趣旨を十分に考慮する中で、できる限り実情に沿った支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今後、この法律のもとにおいて趣旨にそって実施していただくよう、お願いしておきます。

また、地域の障がい者の方にこの法律がまた実際に現場で届くよう、よろしくお願いを申し上げます。

それから、最後になりますが、4番目の質問です。

選挙人の投票環境の向上について。

期日前投票は従来の不在者投票より簡単に投票できるようにするため、投票の手続を簡素化し、選挙人の投票環境の向上を図ることを目的に創設された制度です。これは、公職選挙法48の2において、平成15年12月1日から設けられて以来、約10年の間、その推進を図る中で制度の一定の効果があらわれていると思います。

当町においても、投票環境の向上を図るための取り組みがされております。

しかし一方では、投票率が一定の段階で推移しており、いわゆる投票率の頭打ちとなっているのが現状と思います。

今後、選挙人の投票環境の向上を図るための推進が必要です。そのためには現状の選挙時の投票体制や、また、選挙人の投票実態を把握しながら進めていくことが今後の課題となっております。

まず1点目の期日前投票の状況であります。期日前投票が始まって約10年が経過しますが、その効果などの状況についてお伺いをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 黒崎選挙管理委員会書記。

○選挙管理委員会書記（黒崎益範君） 期日前投票制度は、選挙期日に投票できない選挙人の投票しやすい環境を整えるため、平成15年12月に創設された制度でございます。

この制度創設後に執行されました国政選挙の当町における投票状況についてでございますが、投票者総数に占める期日前投票者数の割合は、衆議院議員総選挙では、平成17年執行が11.91%、平成21年執行が17.82%、平成24年執行が16.55%、そして

また参議院議員通常選挙では、平成16年執行が11.23%、平成19年執行が15.71%、平成22年執行が17.46%と全体的に増加傾向にあり、この制度につきましては定着しつつあるということで考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今も報告をしていただきましたように、数字を見ますとやはり増加傾向にあるということで効力を上げているわけですが、一方では、いろいろとそのため取り組みがされているとは思いますが、その内容についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 黒崎選挙管理委員会書記。

○選挙管理委員会書記（黒崎益範君） 期日前投票制度につきましては、仕事や旅行などで選挙期日に投票ができない選挙人の投票しやすい環境を整えるため創設されたもので、国や県では期日前投票の投票方法など、選挙人に必要な情報提供を行うため、ポスターや新聞広告、インターネット等、各種媒体を活用した啓発を行っており、本町におきましてもこれまで選挙時の啓発チラシや投票者入場券に記載するなどの周知を行っているところでございます。

そしてまた、期日前投票所では、宣誓書の記載台に記入例を設けるとともに、案内職員を配備し、宣誓書の記入についての補足説明や受付係への誘導、また高齢者や障がい者の方の介添えを行うなど、投票に来られた選挙人にスムーズに投票を行っていただけるよう努めているところでございます。

こうした取り組みにより、期日前投票制度の定着が図られて、利用者の増加にもつながっているというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） この制度についての啓発活動などの取り組みによって一定の効果が期待されているという報告です。

しかし、今後においてこの制度を生かしてより投票率の向上を進めていくということが必要であります。

そこで、次に2点目の期日前投票の簡素化についてであります。

期日前投票の際には、入場整理券を持参しても本人確認のために宣誓書を書き込まなくてはなりません。高齢者、障がい者などの投票所に慣れない方は投票所独特の雰囲気緊張し、宣誓書に書き込むのも時間がかかります。また、説明を受けなければならない場合があります。高齢者、障がい者の方にとってはさらに負担になることを聞いております。全国の多くの選挙管理委員ではこういった負担の軽減のため、宣誓書を入場整理券の裏面、裏側に印刷

して送付するとか、または入場整理券と一緒に宣誓書を郵送するとか、または選挙管理委員会のサイトから宣誓書をダウンロードできるところもあります。これらの方法で事前に本人が宣誓書を記入してそれを持参して、期日前投票できるようにしております。住民の評価も高く、投票所での事務手数も軽減され、そして投票アップに貢献しているとのことも聞いております。

そこで、当町においては、この期日前投票について、事前に宣誓書を記入して持参して投票ができるような方策を導入してはどうかと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 黒崎選挙管理委員会書記。

○選挙管理委員会書記（黒崎益範君） 公職選挙法施行令には、期日前投票を行う場合、選挙の当日にみずから該当すると見込まれる事由を申し立て、かつ、当該申し立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出しなければならないと定められております。

そしてまた、宣誓書の記載事項は、項目は、選挙期日当日に投票所で投票できない事由、選挙人の住所、氏名、生年月日等で、期日前投票に来られた際に宣誓書を交付し、選挙人に記入していただいております。

質問者がおっしゃいますように、宣誓書を投票所入場券の裏面に印刷することにより、字を書くのが苦手な高齢者や障がい者の方などが自宅でゆっくりと記入していただける、そしてまた、あらかじめ記入しておくことで期日前投票所での記入時間を省略でき、スムーズに投票を行うことができるなどの利点が考えられます。そしてまた、先進地では前回の選挙と比較して期日前投票者数が20%増加したということもございます。

こうしたことから、当選挙管理委員会事務局といたしましても、先進地事例を参考にしながら導入に向け調査研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） この簡素化については今答弁いただきましたようにご理解をいただいていると思います。急ぐわけではないんですけども、やはり樞原市の選挙においてはこれが適用されております。そのことによって投票率がアップされたという現状がございます。

ことし7月に参議院選挙が行われます。間に合えばこの簡素化についての導入をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 黒崎選挙管理委員会書記。

○選挙管理委員会書記（黒崎益範君） 投票所入場券の記載スペースにも制約があることから、印刷レイアウト及びその記載内容の見直しを行いながら導入に向けまして取り組んでまいり

たいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） よろしく願いをいたします。

これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 以上で、11番、飯高議員の一般質問は終わりました。

続いて10番、坂口議員の一般質問をお受けいたします。

10番、坂口議員。

○10番（坂口 徹君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告順に従いまして始めさせていただきます。

まず、国道25号における歩行者の安全確保についてですが、国道25号三室交差点は、通勤・通学などで多くの歩行者が通行しております。また、信号待ちの際、歩行者が歩道や路側帯、隣接するコンビニの駐車場敷地の一部を利用して信号待ちをしている状況にあります。

具体的には、三室交差点北西からのコンビニ前にて王寺方面へ横断しようとする歩行者が信号待ちをしているところに、県道信貴山線から王寺方面へ右折しようとしてとまっている車両の横を、これを避けるように直進車や左折車が路側やコンビニ駐車場敷地へはみ出しながら通り抜けをし、信号待ちをしている歩行者の間隙を通過するなど、非常に危険な状況にあります。また、三室交差点南西角から王寺方面へ行く歩行者のたまりや歩道が整備されておらず、歩行者は国道を通過する車両のすぐ脇の路肩を通行したり、信号待ちをしなければならぬ状況にあります。実際のところ、王寺駅へ行くのにこの交差点を利用している方から「何回も車にひかれそうになった」という声を聞いております。

このような危険な状況から早急に交差点を改良していただきたいと思いますが、整備の見直しについてお聞きいたします。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問者にご指摘いただいておりますように、国道25号三室交差点におきましては、なかなか危険な状況になっているということにつきまして、我々斑鳩町、それと国道を管理をしております奈良国道事務所につきましても認識をしているところでございますが、三室交差点の整備の計画につきましては、これまでからいかるがパークウェイの沿道となる地域の自治会の方々とも協議が重ねられておまして、いかるがパークウェイの道路構造とともに連動する形での計画の取りまとめが進められていると

ころでございます。

したがいまして、今後の三室交差点の改良につきましては、接続するいかるがパークウェイ整備計画の中で一体的に計画がなされて、整備をされていくことになります。

そこで、いかるがパークウェイの整備事業の進捗状況でございますけれども、平成16年3月に小吉田のモデル区間が供用開始をされて以降、平成19年から稲葉車瀬区間について整備が進められております。この稲葉車瀬区間につきましては、平成26年3月の供用開始を目標といたしまして継続的に工事が進められているところでございます。

今後、続きまして、岩瀬橋西詰から三室交差点までの区間についての整備に着手をされていく見通しでございます。当該区間におきましては昨年末から事業進捗に向けて計画範囲内の土地を所有されておられます地権者の方々に計画説明が行われ、事業へのご理解とご協力をいただきながら現地にて計画幅杭等の設置等にもご着手をされているところでございます。

次年度以降、用地取得に向けての作業が進められていく予定でございます。なお、道路構造、交差点計画につきましては、地元調整や警察協議を行いながら一定の取りまとめが行われつつありますが、今後も地域の皆様方及び関係機関との協議を継続しながら、課題への対応が図られてまいります。

このように、三室交差点の整備につきましては、いかるがパークウェイの整備の中で一体的に計画をされまして、そのスケジュールに合わせて事業に着手をされていく状況や、現在のパークウェイ整備の事業進捗からいたしますと、三室交差点の安全対策を目的とした改良の計画のみが暫定形として先行して行われることについては、いかるがパークウェイ事業のスケジュールや経済性等に鑑みましても、実現は難しい状況ではないかと思われま。

とは申しましても、いかるがパークウェイの事業の進捗することによりまして、議員のご指摘の、質問者のご指摘いただいております三室交差点の危険な状況の改善につながるものでもございますことから、町といたしましても、国土交通省のほか、関係機関とも連携を図りながら、地元調整に努めてまいりますとともに、事業促進及び予算確保にかかる要望活動での早期整備に向けた働きかけを積極的に行ってまいりたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 10番、坂口議員。

○10番（坂口 徹君） パークウェイ整備事業ですね、早期に完成していただけますようお願いしておきます。

では、次に、竜田大橋付近の歩道の整備についてですが、この質問は以前にも質問させていただきまして、今回の町長の施政方針の中でもふれていただいておりますが、最近、こ

の付近におきまして、立ち退き工事が始まっております。その進捗状況と今後の見通しについてお聞きいたします。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） それでは、改めまして事業の概要を少し説明をさせていただきますと思います。

当町におきましては、国道25号の沿道では歩道の未整備区間が多くございますことから、竜田大橋付近を含めて町内各所の歩道未整備区間について、かねてから議会の皆様や住民の方々からのご要望をいただいております。そのような中で、県下でも歩道整備の優先度の高い地区として、平成22年度から事業に着手をいただいております。

事業計画でございますが、竜田大橋前後を2つの区間に分けまして、竜田大橋東から猫坂交差点までの区間では、国道北側、奈良行き側において2.5メートルの歩道を確保すると、南側、王寺方面行きにおきましては1.5メートルの歩道を確保する計画となっております。また、竜田大橋西詰交差点から王寺方面へ奈良交通バス停付近を少し越えたあたりまでの区間では、両側に2.5メートルの歩道幅員を確保するという計画がなされておりました。

しかしながら、以前に議員からも先ほども質問ございましたように、ご指摘ありました当該区間の国道西側において、イオンショッピングセンターまでの区間で歩道の供用のない部分が存在しますことから、事業区間の延伸について国に働きかけてまいりましたところ、竜田大橋バス停からイオンショッピングセンターまで、区間の事業が延伸されることになり、整備にも着手をいただいております。

これが概要でございますが、事業進捗でございますけれども、平成23年度から権利関係者の方々との交渉を始めまして、これまでに計画全体の権利者の関係数に対しましておよそ6割の方との契約を締結いただいているという状況でございます。

既にその一部におきましては、ご紹介のように家屋の取り壊しを完了したところもございます。歩道整備工事の実施時期につきましては、連続する一定の区間において用地が確保されましたら、整備工事にも着手されていくものと聞いております。

今後も、奈良国道と連携を密にしながら、地元調整、用地交渉に努めまして、早期整備につなげてまいりたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 10番、坂口議員。

○10番（坂口 徹君） この区間、非常に危険な状況ですので、早期に整備していただくようお願いしておきます。

それでは、次の質問です。

災害時における公園の出入り口についてですが、これにつきましては、私が住まいしております幸進町自治会の話になってしまいます。よろしく願いいたします。

幸進町自治会では、地震等の災害が発生した場合、自治会員の一時避難場所として幸進町・小林ハイツ集会所及び公園敷地を指定しております。この集会所及び公園敷地への出入り口につきましては、施設の西側に設置されており、幸進町側からは集会所脇の狭い通路を通過してこの出入り口を使用しております。

このような状況の中、もしも地震等災害が発生し、この通路がふさがれた場合、一時避難できない状況になってしまいます。

このようなことから、当該施設の南側道路、すなわち幸進町側からも出入りできる出入り口を設置していただくことはできないものでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 幸進町・小林ハイツ集会所及び公園の南側町道からの出入り口の増設についてのご質問でございます。

公園に出入り口を設置するには、スロープの設置や出入り口との遊具の距離など、一定の基準が設けられております。この公園と南側町道の間には、かなりの段差があり、基準を満たしたスロープの設置が必要となりますが、現場の高低差を考えますとスロープの設置は困難であること、また、公園の中の南側には遊具が設置されておりますが、出入り口と遊具の間に一定の距離を確保する必要があることから、遊具を移設または撤去をしなければならないということも考えられるところでございます。また、この公園との南側町道との間には、私有地及び地元水利組合管理の水路があり、土地所有者の使用承諾及び水利組合の水路占用許可を得る必要もございます。

このような状況から、ご質問の南側町道からこの公園への出入り口の新たな設置は困難な状況にあると考えております。

しかしながら、災害時に一時避難場所としての利用が予想される公園などへの防災機能の整備充実につきましては、現在、地域防災計画の中で検討が必要であると考えておるところでございます。

○議長（嶋田善行君） 10番、坂口議員。

○10番（坂口 徹君） 現状では、南側からの出入り口の増設については難しいということはわかりました。

現在、当自治会において自主防犯・防災組織を設立し、公園内の倉庫に消火用ポンプなど、災害用資機材を保管し、災害発生時にはいち早く活用できる体制を進めようとしております

が、先ほども言いましたように、西側通路がふさがれた場合、このいち早く活動をできるようにするため、また住民がいち早く避難できるようにするため、災害発生時の緊急時に限り使用できるような出入り口の設置についてはいかがでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 緊急時の簡易な出入り口の設置ということでございますが、先ほどもご答弁をさせていただきましたように、ふだんから公園の利用者が出入りをしていただきます公園への出入り口につきましては、南側町道からの設置は困難な状況であると考えておりますけれども、質問者がおっしゃいますような災害時に限り使用する簡易的な出入り口を設置することにつきましては、この施設の出入り口の設置の現状などを考えましたところ、例えば私有地等の承諾を取る必要のない場所で、この公園の南側のネットフェンスに緊急時の簡易的な扉を設置することなどは可能であると考えているところでございます。

○議長（嶋田善行君） 10番、坂口議員。

○10番（坂口 徹君） 緊急用の簡易的な扉であれば可能ということなので、それにつきましてはよろしく願いをいたします。

しかし、現状では無理なようですけれども、今後、常設の出入り口についても検討していただくようお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 以上で、10番、坂口議員の一般質問は終わりました。

13時まで休憩いたします。

（午前 11時26分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（嶋田善行君） 再開いたします。

続いて、8番、小野議員の一般質問をお受けいたします。

8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） それでは、議長の許可を得ましたので、通告の順序に従いまして質問していきます。

まず、緊急通報サービスと災害時避難支援についてということで、その1として、緊急通報サービスシステムの内容とその実態把握をお示してください。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 緊急通報サービスシステムの内容でございますが、このシステムにつきましては、高齢者や高齢者のみの世帯などの安否の確認を行うためのシステムで

ございます。

現在、町が実施しております体制は、電話機能を備えた緊急通報機器を高齢者宅に設置をいたしまして、利用者の方が体調不良に陥ったときなどは、その機器本体または機器に連動しておりますペンダントのボタンを押しますと、町が契約をしております安心センターに通報が入ることとなっております。

このセンターには、看護師など専門知識を備えた職員が24時間待機をしております。

機器の中にごございますボタンには、通報だけのボタンと、それからセンターと利用者の通話が可能なボタンがついております。通報・通話を受信したセンターは、必要に応じましてあらかじめ登録をしております協力員や親族に安否などの状況の確認をお願いしたり、緊急事態と判断したときには救急車の出動等を要請したりすることとなります。

また、通報者との会話が可能なときには、医療機関への受診を勧奨したり、健康や介護に関する相談やアドバイスなども行うことといたしております。

また、これとは別に、安心センターから利用者定期的に電話をかけまして、健康状態の確認、あるいは試し押しの練習をしていただくなど、ボタンを押しやすい環境づくりにも努めているところでございます。

この緊急通報サービスの利用は、65歳以上のひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯などとなっております。ご近所の方や民生委員等からの紹介も含めまして、ご本人やご家族からの申請に基づいて行っております。平成25年1月末現在、96名の方が利用されておられます。

今後も、この緊急通報システムの周知・啓発を行いまして、高齢者の方々の急病時などに迅速かつ適正な体制がとれるように、このシステムの設置を進めてまいりたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 昨年の4月1日から緊急通報サービスの委託業者を変更されておりますが、96名の利用者さんの機器を取りかえてまでしてその委託業者の変更をしなければならなかった、その理由をお示してください。また、取りかえたことによる利用者の反応をどのように把握しておられるのか、あわせてお示してください。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） この緊急通報サービス業務の委託業者につきましては、ただいまご質問者もおっしゃいましたように、平成24年度から変更をいたしておりますが、これも大きく3つの理由がございます。

まず1点目は、サービスの充実でございます。単に緊急時の通報にかかる対応だけではなく、利用者の方の健康や介護に関する相談のために看護師等がいつでも対応できる体制をとっていること、あるいは定期的に健康状態を確認するために業者のほうから利用者の様子をうかがうための連絡をとるサービスを行いたいと考えたからでございます。

2点目は、電話回線の問題でございます。従前の業者はN T T回線使用者のみ利用できるシステムとなっております、例えばK D D I やK C N回線のみしか配線されていない利用者宅にはこのシステムが利用できなかったということから、どのような回線でも対応できるようにしたいと考えたからでございます。

それから3点目につきましては、従前の業者、事業者におきましては、平成24年度も継続してサービスを行う場合、緊急通報装置を、装置そのものを変更する必要があるということ業者から申し出がございました。この申し出を受けた場合にこのサービスに係る委託料が引き上げとなることとなり、新たな業者よりも高額の費用がかかるということとなったことからでございます。

以上、主に3点の理由によりまして、業者を今の業者に変更したというものでございます。

次に、業者を変更したことによる利用者の反応ということでございますが、利用されておられる方はひとり暮らしの方が多ございまして、機器の入れかえ時にサービス内容を説明する中で、また実際にこの委託業者から様子をうかがうための電話があったときなどに、いつでも相談できる人がいることで安心感が増したという声を聞いているという状況でございます。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） それでは次に、町がその緊急通報協力員に対してどのような支援を行っているのか、お示してください。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） この緊急通報サービスの協力員の方々には、ご家族や親族が近くに居住をされていない場合、すぐにその利用者宅に駆けつけていただくことが可能な方となるため、民生委員あるいは自治会の方や隣近所の方にご協力をお願いをしているところでございます。協力員の方々からは、直接私が伺ったわけではございませんけれども、夜中の通報あるいは利用者の応答がない場合等、大変苦慮をされているものと察しております。

現在、この事業は協力員の方々のご協力があって成り立っていくものでございまして、これを長く継続していくには、協力員の方に過度の負担があってはならないものと考えております。今後この事業がよりよいものとなるよう、町といたしましても協力員の方々のご意見

等を聞きながら、安否確認のよい方法等について研究をしてみたいと、このように考えております。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 利用者の応答がない場合、緊急通報サービスセンターから協力員宅へ「安否確認をしてください」との電話が入ります。そして、必要に応じて消防署へ通報し、救急車の出動要請を行うこととなります。

この安否確認は、並大抵のことではありません。しっかりと戸締まりをしてある他人の家に入ることは、協力員として登録してあったとしても不可能なことです。また、これらのことで苦慮していることは、なかなか協力員からは言い出しにくいことで、町として早急に協力員の方々一人ひとりに聞き取り調査をし、安否確認のよい方法を早急に確立すべきだと私は思っております。

これらのことを申し上げて、次の災害時避難支援者や民生児童委員に対してどのように対応しているのか、お示してください。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 災害時におけます要援護者の避難につきましても、要援護者の近くにご家族やご親戚の方がおられない場合、民生委員や自治会の方、また、ご近所の方に避難支援者としてご協力をお願いしているところでございます。

町といたしましては、災害が起こったとき、その規模や災害によっても異なってくるとは思いますが、支援者の方自身が被災するという考えられますので、できる範囲の中で支援をしていただくというのが基本であると考えております。あくまで地域の善意としてご協力をいただいているものでございまして、災害時に支援できなかつたり、あるいは避難時に事故等が発生しても、その責任を伴うものではないと考えております。

住民の方々には、災害のボランティア活動の中で、避難支援以外にも避難所等での作業などさまざまな救援活動があることから、ご自身のできる範囲の中でご支援をお願いできればと、このように考えております。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 先ほどの緊急通報協力員の、2名おられるんですが、その一人として地域の民生児童委員さんがなっただけいるケースが多いというように思っております。

また、災害時の今の避難支援についても、民生児童委員さんの役割は大変重要であります。

そこで、その地域でどのような方々が避難支援者として登録されているのか、また、その支援者同士のコミュニケーションを図るためにも、避難支援者の研修等が必要と考えていま

す。それと、先ほどの通報協力員への聞き取り調査等、今後これらの事業がよりよいものとなるように早急に実施してもらいたいと考えておりますが、これらのことについて、副町長の所見をお伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 今後、町の総合計画の中でもうたっておりますように、今後、平成32年におきましては、高齢化率が32%を超える状況となっております。そうした状況で当然ひとり暮らしの高齢者、また要介護者の数というのは、急激に今後ふえてまいります。

そうした中で、やっぱり日常生活の、こういう方の日常生活を守られる協力員の方の役割は非常に重要だと考えておりますので、そういった意見交換の場は当然必要と考えております。

また、東日本大震災や紀伊半島の大水害のときでもそうですけども、ある自治会でみんな助け合って声かけをしておられて、またふだんからそういう訓練をされておる自治会につきましては、災害の避難状況が軽微に済んだという事実もございます。

そうしたことから町といたしましても自主防災組織の充実を図っておるわけですが、もちろん、この自主防災組織、自治会、また協力員、要援護者の全ての方、また、高齢者、老人会、婦人会、子ども会、全ての団体が入っていただいて、お互いにみんなで避難しようという組織になっておりますので、これらの充実を図っていく中で、町全体のそういう避難についての意識を向上させていきたいと考えておるところでございますので、当然ながらこれにつきましてもそういう一定の自主防災組織ができた段階で、今、自治会が行っておりますけども、自治連合会の中でも今、お互いのいい事例を発表する場もございます。そうして自主避難組織のそういう啓蒙の場を設け、また、研修の場を設けて、これらの充実を図っていききたいと、このように考えております。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） それでは次の質問、教育委員会の職務について、地方教育機構としての組織・運営をお示してください。

○議長（嶋田善行君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 教育委員会の組織・運営についてのご質問でございます。

まず、法的根拠から申し上げますが、教育委員会は地方自治法第180条の5及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条の規定により設置をされているところでございます。

教育委員会は地方公共団体の執行機関の1つでございますので、その職務権限につきまして

は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条に規定されているところでございます。

そこでは、教育・文化・スポーツ等に関する事務を処理することになっております。具体的に申し上げますと、教育委員会の所管に属する学校、その他の教育機関の設置・管理及び廃止に関することや、教育財産の管理に関することなど、社会教育では公民館の事業、その他生涯学習に関すること、そして学術文化財の保護に関することなどでございます。

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条から第5条等で定めるところによりまして、町長が町議会の同意を得て任命する5人の教育委員で構成をされておまして、任期は4年となっております。原則といたしましては、毎年、一人ずつが交代し、教育委員の交代時期が重ならないようになってございます。

教育委員会は、委員の互選により選任をされました教育委員長が代表を務め、会議を毎月1回開催をしております。その会議において各教育委員の合議によりまして、大所高所から教育の基本方針等を決定し、その方針を受けまして教育行政の専門家としての教育長が教育委員会の指示、監督のもとに事務局を統括して事務事業を執行する仕組みとなっております。

教育委員会は、教育行政や学校運営が、教員などの教育の専門家だけの判断に偏ることがないように、よく社会の常識や住民ニーズを施策に反映させるための制度となっているところであります。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 実は、昨年12月議会で同僚議員が質問されておまして、同じようなご答弁を確かいただいております。

私は、申しわけないんですが、その昨年12月議会一般質問の2日目、12月7日にはちょっと私用により欠席しておりましたので、議事録なんかでそれは確認できんたんですが、なかなかちょっと時間的なことがあったので同じような質問になりましたけど。

私としては、また違った観点からもちょっと質問を続けていきたいなと思っております。その点、よろしく願いいたします。

今のご答弁の中で、教育委員会には代表を務める互選された教育委員長がいる、また、教育行政の専門家として教育委員の教育長に、2人の長がいるということで、この組織や運営が外から見てみると少々わかりにくいものかもしれませんが、今のご答弁の中にもありました、教育委員を通じて広く社会の常識や住民ニーズを施策に適切に反映させるための制度となっているとのことなんですが、それでは、具体的に教育委員を選出する際、どのような配慮をされて人選しているのか、お伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 教育委員さんの人選について、私のほうから答えるのもちよつと何かと思いますが、せつかくのご質問でございますので答えさせていただきます。

教育委員会の特性につきましては、先ほども申し上げましたが、多様な属性を持った複数の委員の合議制によりさまざまな意見に対しては集約した中立的な意思決定を行うということでございます。

このため、教育委員の構成につきましては、委員の年齢、性別、職業に著しい隔たりが生じないような配慮をいただいておりますとともに、委員のうちに保護者である者が含まれるようにいただいているところでございます。

現在の当町の教育委員会、教育委員さんにつきましては、比較的年齢の若い人や女性にもなっております。年齢層の高い人や教職員経験者に偏ることのないような構成になっております。

各教育委員がそれぞれの立場から教育に対する思い、あるいは子育ての経験等から活発なご意見をいただいているところでございます。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 今、教育長がいみじくもおっしゃいましたけど、謙虚さを出して私か答弁するものではないと思いますという、組織としての、自分自身も教育委員として人選してもらって、そして町長からこの議会へ同意ということを出してもらっていると、そういう極めて謙虚なというんですか、ことまで、ですから答弁するものということですが、私は、教育長としての教育委員を人選されるときにも、ある程度の意見も聞いて、町長から聞いてもらっているんだなと思うことがありましたし、教育長からご答弁をいただくほうがありがたいので、お願いしました。

それでは次に、学校教育現場での教職員とのかかわりを問うとの質問ですが、ここの広辞苑によりますと、教育委員会とは地方公共団体に設けられた教育行政機関、教育の地方分権を図るため、教育を大衆の手によって運営し、また、地方の実情に適した教育を行うことを目的として学校の設置、廃止、運営、管理、また、教科書の採択、教科内容の指導、校長・教員の任免などの人事、社会教育などを行うとなっております。

それでは、教育委員会が学校教育現場の教職員とどのようにかかわっておられるのか、お示してください。

○議長（嶋田善行君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 教育委員会と学校現場のかかわりでございますけども、まず、これ

も法的根拠等々から説明させていただきますけども、この教育委員会は学校教育法第5条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第32条によりまして、公立学校の施設及び管理・運営、公立学校の施設及び運営の管理を行っております。

教育委員会は町立小学校・中学校及び幼稚園の運営に関しまして、学校教育法施行規則に定めるもののほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条によりまして、学校の管理及び運営の基本的事項を定めております斑鳩町立学校の管理・運営に関する規則によりまして学校を適正に、かつ円滑に管理・運営をしているということでございます。

学校は、校長が公務をつかさどり、所属職員、教職員であります。監督をしながら教育活動を行っているところでございますが、教育委員会は常日ごろから学校に対しまして指導・助言を行うとともに、学校に関する事故や生徒指導上の問題が生じたときなどには、その都度報告を受けて必要な支援を行っているところでございます。

また、毎月1回の校園長会を開催しているところでございますが、その際、各学校の情報交換を行うとともに、学校長、幼稚園長に対しまして指導・助言を行うことで指示の徹底を図っているところでございます。

また、教育委員には、毎年1回、秋に実施をしております学校計画訪問におきまして、各学校、幼稚園を視察していただきまして、学校・幼稚園の現場において校長並びに園長に質問等々をする中で説明を受け、また学校の施設や各学級の授業を視察するなどして、各学校、幼稚園の状況を把握していただき、それぞれの学校、幼稚園の学習指導、その他教育活動全般に関して直接の指導・助言を行うことで、教職員の資質の向上を図り、学校教育の充実を図っているところでございます。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） それでは次に、PTA活動への教育委員会のかかわり方をお示ください。

○議長（嶋田善行君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 私が申し上げるまでもなく、PTAは子どもの健全な成長を図ることを目的とした、保護者と教職員で組織をする団体でございます。

この活動といたしましては、学校の主催する懇談会等に参加するとともに、通学路等にかかわります危険な地域の改善あるいは通学路の交通安全施設の点検でありますとか、登下校時の見守り、そしてPTA会員の資質向上のための学習活動、レクリエーション活動等を行っておられるということでございます。

そのPTAと教育委員会のかかわりについてのご質問でございます。

円滑な学校運営には保護者が学校教育の目標や内容、学校の教育方針や指導内容などを十分にご理解いただくことが必要であります。このことから、学校運営上の課題について話し合える機会をもち、共通認識を図ることが重要でありますことから、年3回、町PTA連絡協議会の総会でありますとか、交流会、懇談会に、私を初め事務局職員が出席をしております。

具体的に申し上げますと、4月には町PTAの連絡協議会が開催される総会に、私と事務局から総務課長と指導主事が出席をしております。次に、6月には町PTA連絡協議会が開催されます校種別交流会というものがございまして、ここには私と総務課長、指導主事が出席をしています。これは各単位PTAでの具体的な取り組みや運営上の問題点等の意見交換を行うために行うものであります。また、9月には町PTA連絡協議会と教育委員会との懇談会が開催されます。各学校、幼稚園からはPTA会長でありますとか、副会長など2名程度を、それに学校長、園長が参加されております。このPTA連絡協議会との懇談会には、教育委員長にもご出席を賜りまして、その他、私や事務局から総務課長、生涯学習課長、指導主事が出席をしておるところでございます。

懇談会には、幼稚園と小中学校の各PTAの代表が出席されまして、教育長、私がPTA連絡協議会からの依頼のあるテーマについて、若干講演をしておりました。その後、意見交換などの懇談を行っておるところでございます。

またそのほか、学校保健委員会や学校給食委員会におきましては、教育委員会の事務局の職員が出席をいたしまして、意見をお聞きしたり、教育委員会からお願いをしたりしているところでもあります。

また、先ほども他の議員さんにお答えしたんですけれども、毎年8月に実施をしております通学路の安全点検の実施につきまして、教育委員会、教育委員、学校、保護者、道路管理者や西和警察署などにより町内を小学校区3班に分けて合同点検を行い、教育委員もそれぞれの班に入らせていただきまして、保護者の意見を聞きながら点検を実施していく、そういった形でいろいろとお話し合いをしているという状況であります。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 先ほどの質問の答弁で、学校教育現場の教職員との視察等で直にいろいろ意見を交換しておられると。また、今のご答弁でPTA活動に教育委員会が積極的に参加して意見交換等の機会を持っていることは、私は大変有意義なことだと思っております。

午前中の同僚議員の質問にもありましたが、与党自民党の政調会長から、奈良県の通学路における緊急合同点検の実施状況が、平成24年度補正予算の資料と一緒に私のところへ送

付してきてもらっています。

町単独で毎年8月に実施している通学路の安全点検の実施と、この国のほうで把握している緊急合同点検の実施との関連について、午前中の質問者に対しての答弁も重複するかもわかりませんが、その点、お示し願いたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 通学路の安全点検の国が認めた件数とのかかわりでございますけども、先ほども申し上げましたが、当町では安全点検、通学路の安全点検につきましては例年、夏休み期間中に実施をしているところでございます。従来は、学校、PTA、教育委員会だけで行っておったところでございますけども、本年度は文部科学省、国土交通省と警察庁が対策会議を開いたこともございまして、今年度は西和警察署や町の建設課も安全点検に入っていたというところでございます。

そしてその中で、先ほどもお答えいたしました、今年度は34箇所点検を行うという中でいろんな対策をしてきたわけでありまして、そうした安全点検を実施した箇所、箇所数、内容等々につきまして、県を通じまして国のほうに報告が上がっているということでありまして、その結果、数字的なものを申しますと、県内の公立小学校の通学路には危険箇所が奈良県では1,762箇所ありましたが、地域会議が開催される中で検討した結果1,341箇所対策が必要であるというような報告がありまして、これも全国的に国に上がる中での奈良県の中の数字というのか、詳細を申し上げた件数でございます。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 先ほどの政調会長から送ってきていただいた資料を見ますと、3小学校で点検した34箇所、これは先ほどからも答弁されておりますが、34箇所のうち、対策必要箇所は17箇所とこのようになっておりました。その34箇所全てに対応をされていくということは、先ほどの午前中の同僚議員への答弁で理解しておりますし、そのことの積み残しと言ったらおかしいですが、予算的なこともありますので2箇所云々という話もありますが、確実に対処していただけるということで、この危険箇所等のことについては理解しておりますが、少し通学路ということに対して、私の今までPTA活動をしていた中での感覚、それらをちょっとご披露させてもらって、ぜひとも今後のことで考えていってほしいなと、教育委員会としてももっと関与して欲しいということでちょっと申し上げます。

今まで通学路としての認定といいますか、決定する際には、PTAの地区委員会からの提出を受けているだけと、そのような消極的な固定観念でしたので、なかなか安全なというか通学路を出していくというものが、そのときの地区委員さんの責任上、なかなか変えていく

だけの勇気が出てこなかった。それで私がPTAの役員をしているときに、いろいろ危険な通学路、これらについての議論が運営委員会の中であっても、そしたら変えたらどうですかというのなかなか変えることはできないということですね。それで学校なり教育委員会に聞いてみたら、「いや、私らはその地区での決定されたその通学路を補完しているだけだ」ということで、なかなか安全な道路が町の事業でして、できたとしても、昔からの通学路を変更するということがなかなか難しかったということなんです。

今、積極的に、先ほどから質問させていただいて、教育委員会もPTA活動に積極的に参画していただいているようですので、この際、その通学路を認定するということについては、PTAの地区委員会からの提出を受けて、それを補完しているだけというような消極的な固定観念を改めていただいて、PTAと教育委員会で、その地区ごとの実情に合った、ルート変更も含めた再検討を毎年繰り返して、より安全な通学路の確定をしてもらいたいと、そのように申し上げて、私の一般質問は終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 以上で、8番、小野議員の一般質問は終わりました。

これをもって、本日の一般質問は終了いたしました。

あすは、午前9時から一般質問をお受けいたしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

（午後1時35分 散会）